

第3次 高梁市男女共同参画基本計画

～ とともに生き、ともに認め合える社会を目指して ～



令和 3年 3月

高 梁 市

第3次

高梁市男女共同参画基本計画

令和3年3月発行

高梁市市民生活部市民課

〒716-8501 岡山県高梁市松原通 2043

TEL : 0866-21-0254

FAX : 0866-22-9370

メール : shimin@city.takahashi.lg.jp

はじめに



男性も女性もお互いの人権を尊重しあい、ともに支えあう対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画できる社会の実現は、豊かで活力あるまちづくりに欠かせないものです。

本市では、平成17年に「高梁市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成19年に「高梁市男女共同参画基本計画」を、また、平成24年に「第2次高梁市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、急速な少子高齢化に加え、近年頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の流行など、様々な要因により個人の価値観、家族のあり方、雇用・就労形態など社会全体のあり方は大きく変わってきています。

一方で、家庭、地域、職場などにおいては、性別による固定的な役割分担意識や、その意識に基づく社会的慣行がいまだ根強く残っています。

このような目まぐるしい社会の変化や多様性に対応し、真の男女共同参画社会を実現するため、これまでの取組の成果や課題などを踏まえ、このたび「第3次高梁市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけでは決して成しえるものではありません。市民、関係団体、事業者など、さまざまな方々と力を合わせて「ともに生き、ともに認め合える社会を目指して」全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの皆様に貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきましたことに対しまして心よりお礼申し上げます。

令和 3年 3月

高梁市長

近 藤 隆 則

目 次

第1章 計画の趣旨

1. 男女共同参画社会とは..... 1
2. 計画策定の趣旨 3
3. 計画の背景 3
4. 男女共同参画を取り巻く社会情勢からみえてくる課題..... 5
5. 計画の位置づけ 7
6. 計画の期間 7

第2章 計画策定の基本的な考え方

1. 基本理念 8
2. 基本目標 9
3. 計画の体系 10

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

- 重点目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり..... 11
- 重点目標 2 男女共同参画推進のための情報収集及び広報活動の充実.... 14
- 重点目標 3 学校・家庭・地域における男女共同参画教育・学習の推進... 15

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

- 重点目標 4 あらゆる暴力（DV等）の根絶【DV防止計画】..... 17
- 重点目標 5 情報化社会における男女の人権尊重..... 21
- 重点目標 6 生涯を通じた健康支援 22
- 重点目標 7 あらゆる人々が安心して暮らせる環境づくり 23

基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり 【女性活躍推進計画】

- 重点目標 8 政策・方針決定の場への女性の参画促進 24
- 重点目標 9 地域社会における男女共同参画の推進..... 28
- 重点目標 10 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保..... 30
- 重点目標 11 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進... 33

第4章 計画の推進

1. 市民・事業者等との協働・連携による計画の推進37
 2. 庁内の推進体制..... 38
 3. 関係機関との連携.....38
 4. 計画の進行管理..... 38
-

資 料

- 数値目標一覧.....39
- 高梁市男女共同参画推進条例.....40
- 高梁市男女共同参画推進条例施行規則.....43
- 男女共同参画社会基本法.....45
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....50
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....60
- 男女共同参画関係年表.....69
- 用語解説.....76
- 高梁市男女共同参画審議会委員名簿.....79

第1章 計画の趣旨

1. 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条^(※1)において定義されており、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会をイメージしています。



男女共同参画社会のイメージ図



(内閣府資料抜粋)

※1 男女共同参画社会基本法第2条第1項「男女共同参画社会の形成」 (抜粋)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。

2. 計画策定の趣旨

男女がお互いの人権を尊重し、ともに支え、責任を分かち合いながら社会のあらゆる分野に参画していくことができる男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが本人の意欲に応じてあらゆる分野で活躍でき、豊かな人生を送ることができるまちづくりの推進に繋がります。本市においても男女共同参画社会の実現に向けて、市民・事業者・行政の役割を再認識するとともに、各種施策を計画的に取り組むため、「第3次高梁市男女共同参画基本計画」を策定します。

3. 計画の背景

<世界では>

世界では、国際連合を中心に「女子差別撤廃条約」（昭和54（1979）年）や「北京宣言・行動綱領」（平成7（1995）年）の採択など、これまで様々な取組を行ってきました。

また、平成27（2015）年には、国際社会の共通の目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）^{（※2）}」の17の目標の一つとして「ジェンダー^{（※3）}平等の実現」が設定されました。

このように、ジェンダーの平等は共通の目標として世界で共有されています。

※2 持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

※3 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

<国では>

国は、国際社会の取組と連動しながら「男女雇用機会均等法」などの整備を進め、昭和60（1985）年に、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

また、平成11（1999）年施行の「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」を策定し、関連施策の推進を図っています。

その後も、平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV^{※4}防止法）」、平成28（2016）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行するなど、男女共同参画社会の実現に向けた法整備や取組を行い、現在は第5次となる男女共同参画基本計画を策定しています。

※4 DV

「配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」のことで、「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」ともいわれ、しばしば「DV」と略されて使われています。DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含まれます。

<岡山県では>

県は、国際社会や国内の動きを背景に男女共同参画社会の実現に向けた取組を行い、平成11（1999）年4月に、男女共同参画社会づくりを推進するための拠点施設として「岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）」を開設しました。

また、平成13（2001）年3月に県の基本計画として「おかやまウィズプラン21」を策定し、同年10月には「岡山県男女共同参画社会の促進に関する条例」を施行しました。

その後も、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を行っており、現在は、第5次となる「おかやまウィズプラン」を策定しています。

<高梁市では>

本市においても、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指し、平成17（2005）年4月に「高梁市男女共同参画推進条例」を施行しました。この条例に基づき、平成19（2007）年に「高梁市男女共同参画基本計画」を、また平成24（2012）年3月に「第2次高梁市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画のまちづくりを計画的に推進してきました。

男女共同参画の考え方は、徐々に浸透しつつあるものの、家庭・職場・地域社会といった様々な場面において、長い歴史の中で生まれた、固定的な性別役割分担意識や社会的慣習・慣行は依然として存在しています。

また、少子高齢化・人口減少が進む中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためには、これまで以上に男女共同参画社会を推進していく必要があります。

これらの現状を踏まえ、本市では、男女共同参画社会の実現に向けた計画的な取組を行っていきます。

4. 男女共同参画を取り巻く社会情勢からみえてくる課題

●少子高齢化・人口減少の進行

我が国は、少子高齢化・人口減少社会に突入しており、その傾向は、本市においても顕著に表れています。

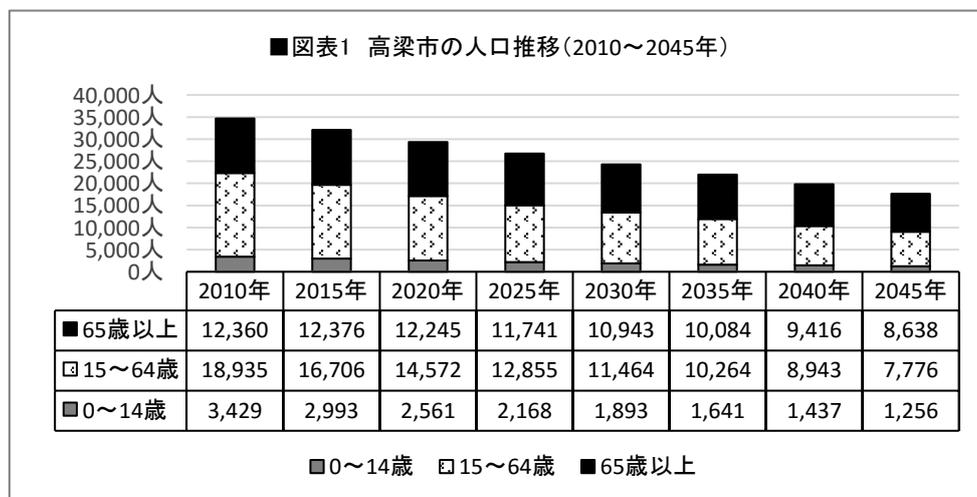
「図表1 高梁市の人口推移」及び「図表2 高梁市の人口構成」をみると、本市の人口減少は今後も続いていくことが予想され、令和22(2040)年には65歳以上の人口が生産年齢といわれる15～64歳の人口を追い越すという推計が出ています。

これらの状況は、労働力人口の不足、地域の人手不足や活力低下などを引き起こす大きな要因になると考えられます。

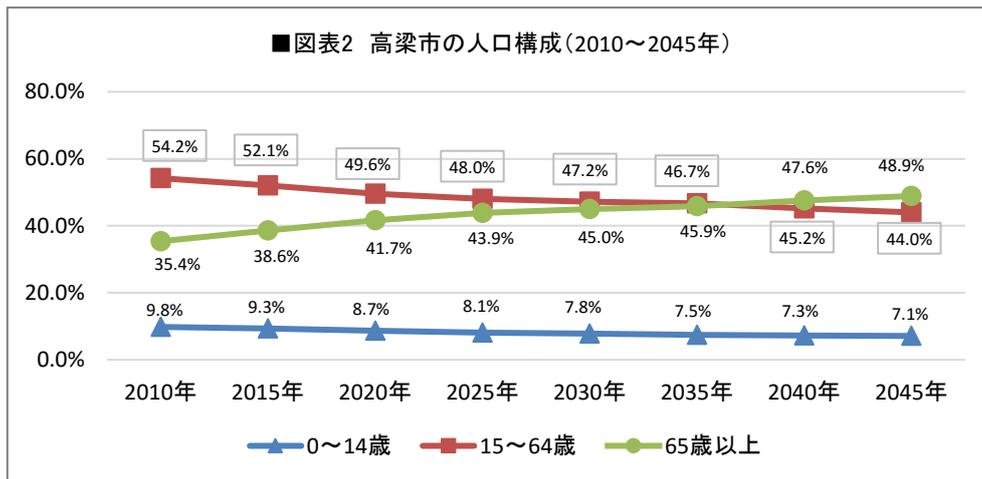
こうした中で、女性の活躍を推進することは、女性も働き手の一人として、労働力人口の増加が期待されるだけでなく、国民の価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すことに繋がります。

また、少子高齢化が進むことは、高齢者を支える現役世代が減少していくことを意味しており、内閣府が公表した「令和元(2019)年版高齢社会白書(全体版)」では、令和47(2065)年には、現役世代1.3人で1人の65歳以上の者を支える社会が到来することが予想されています。

これらの状況に対応するため、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識を解消し、仕事・家庭・地域等、あらゆる場において、性別に関係なく、男女がともに個性や能力を発揮し活躍することができる社会づくりが必要であるといえます。



2015年までは「国勢調査」、2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口」



2015年までは「国勢調査」、2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口」

●平均寿命の延伸と人生100年時代の到来

我が国は現在、世界有数の長寿社会を迎えており、厚生労働省の簡易生命表によると、令和元(2019)年の我が国の平均寿命は、男性81.41歳、女性87.45歳であり、90歳まで生存する女性の割合は過半数を超えるという結果が出ています。

本市においても、平成27(2015)年の平均寿命は、男性が81.2歳、女性が87.8歳となっています。

このような状況の中、男性も女性も若いうちから人生100年時代を意識し、これからは「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、本人の希望に応じて、仕事と家庭や地域、また個人の生活との調和を図っていくことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられます。

また、平均寿命の延伸により、今後、男女ともに親や配偶者の介護の担い手としての負担が増大することが予想され、地域との繋がりが乏しい場合は、孤立した介護生活に繋がる恐れもあります。

これらのことから、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康を実現し、仕事だけでなく、家事・育児・介護に主体的に関わり、生涯にわたって自立した生活が維持できるよう、全ての人々が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べる環境づくりが必要であるといえます。

●頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の流行による影響

大規模な災害の発生や感染症の流行は、全ての人々の生活を脅かすと同時に、女性や脆弱な状況にある人々により深刻な影響を与える可能性があります。このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加するといった諸課題が一層顕在化することが懸念されます。

そのため、非常時において女性に負担が集中するなどの課題が深刻化しないよう、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含めることが必要であるといえます。

●法律・制度の整備と女性の政策・方針決定過程への参画拡大

働き方改革関連法の制定や女性活躍推進法の一部改正が行われるなど、女性活躍を推進するための法律・制度の整備が進められる中、女性の就業者数は増加傾向となっておりますが、男性と女性との間の待遇の格差は依然として残っており、固定的な性別役割分担意識の影響から、働き続けることを希望しながらも働くことができない女性もいまだ存在しています。

このような状況において、働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続けることができ、その能力を十分に発揮することができる環境を整備していくことが必要であるといえます。

5. 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項」及び「高梁市男女共同参画推進条例第 9 条」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画です。

また、本計画の「基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築」の「重点目標 4 あらゆる暴力（DV 等）の根絶」を「DV 防止法」第 2 条の 3 第 3 項に規定する市町村基本計画（DV 防止計画）に位置づけるとともに、「基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり」を「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に規定する市町村推進計画（女性活躍推進計画）に位置づけます。

「高梁市総合計画」の目指す都市像や基本理念を踏まえるとともに、「高梁市子ども・子育て支援事業計画」等と連携しながら、高梁市の男女共同参画社会の形成に取り組みます。

6. 計画の期間

この計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とします。

第2章 計画策定の基本的な考え方

1. 基本理念

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思であらゆる分野に参画し、お互いの個性や能力を認め合い、ともに歩んでいける社会の実現を目指して、「高梁市男女共同参画推進条例」第3条において次の6つの基本理念を定めています。

- ① 一人ひとりが互いを大切に、性別による差別や暴力的な行為を受けることなく、男女の人権が尊重されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、一人ひとりが多様な生き方を選択することができること。
- ③ 市の政策又は民間の団体における方針等の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- ④ 家族を構成する男女が、互いの協力と社会支援の下に、家庭生活における活動と勤労等の社会生活における活動とが両立できること。
- ⑤ 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産等に関してその意思が尊重されるとともに、生涯を通じた心身の健康が配慮されること。
- ⑥ 国際社会での取組の成果を尊重し、国際的協調の下に進められること。

2. 基本目標

6つの基本理念のもとに、次の3つの基本目標を掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの課題を共有し、ともに男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

あらゆる分野において、性別に関係なく、男女がともに個性や能力を発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識、偏見や性差別などが社会的に作られたものであることを一人ひとりが理解し、意識を改革していくことが必要です。

様々な場面において、男女共同参画の視点に立った広報、啓発を行い、お互いの人権を認め合う意識づくりを進めます。

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

一人ひとりの人権を尊重した適切な支援を行うことにより、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、あらゆる暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない環境づくりを推進し、被害者への支援体制の充実を図っていきます。

基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり

豊かで活力ある持続可能なまちづくりを進めるために、あらゆる分野において、性別に関係なく、男女がともに個性や能力を発揮し活躍することができる社会づくりを推進します。

また、誰もが男女の区別なく一人の人間として多様なライフスタイルを選択できるよう、行政・事業者・労働者が一体となって、男女がいきいきと活躍できる社会づくりを進めます。

3. 計画の体系

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標	施策の方向
1. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	① 社会制度・慣行の見直し
2. 男女共同参画推進のための情報収集及び広報活動の充実	① 男女共同参画に関する現状調査の実施 ② 広報紙及びホームページ等を活用した広報活動の実施 ③ 国際的視野に立った男女共同参画の促進
3. 学校・家庭・地域における男女共同参画教育・学習の推進	① 学校における男女共同参画教育・学習の推進 ② 家庭・地域における男女共同参画教育・学習の推進

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

重点目標	施策の方向
4. あらゆる暴力（DV等）の根絶【DV防止計画】	① 男女間及び児童へのあらゆる暴力（DV等）の発生を防ぐ環境づくりの推進 ② 被害者への相談・支援体制の充実
5. 情報化社会における男女の人権尊重	① 情報化社会への対応
6. 生涯を通じた健康支援	① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発 ② 生涯を通じた男女の健康支援
7. あらゆる人々が安心して暮らせる環境づくり	① ひとり親家庭への支援 ② 高齢者・障害者・外国人等への支援

基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり 【女性活躍推進計画】

重点目標	施策の方向
8. 政策・方針決定の場への女性の参画促進	① 行政分野における女性の参画促進 ② 民間企業・各種団体等における女性の参画促進
9. 地域社会における男女共同参画の推進	① 地域社会及び防災・災害対応における男女共同参画の推進
10. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 ② 女性が働き続けることのできる環境づくり ③ ハラスメントへの対応
11. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	① 仕事と家庭・地域生活等の両立支援・環境整備 ② 多様で柔軟な働き方の推進

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画の考え方は、以前に比べると浸透してきたものの、長い歴史や伝統の中で社会的に形成された固定的な性別役割分担意識は、実生活の中では根強く残っています。

本市の市民意識調査において、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」と回答した割合は全体で7割を超えており、前回（平成22（2010）年度）調査時よりも高くなっていますが、家庭での役割についての現状は、依然として「生活費を稼ぐ」は主に男性が行っており、「日常の家事」については主に女性が行っているという結果が出ています。

こうした固定的な性別役割分担意識は、一人ひとりの多様な生き方を制限する要因となり、女性が主体的に生きるための自由な選択や能力発揮の妨げとなるだけでなく、男性にとってもプレッシャーとなることがあります。

男女がともに個性や能力を発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現のためには、一方的な押し付けではなく、固定的な性別役割分担意識、偏見や性差別などが社会的に作られたものであることを一人ひとりが理解し、意識を改革していくことが必要です。

また、近年顕在化してきた性的マイノリティ^(※5)については、性の多様性を理解し、お互いの違いを認め合える意識啓発を行っていくことが必要です。

※5 性的マイノリティ

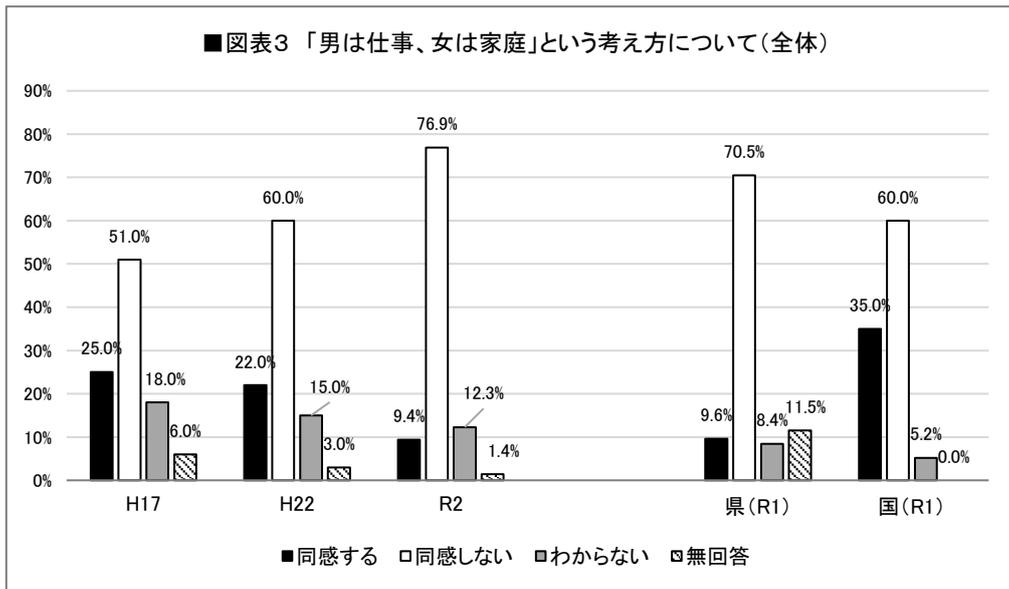
性的少数者、セクシュアル・マイノリティともいわれ、心身と心の性が一致しない、性愛の対象が必ずしも異性に向かわない等の性自認、性的指向をもつ人々の総称です。

「LGBT」と表現することもあります。これは、代表的な性自認、性的指向である次の言葉の頭文字をとった性的マイノリティの総称の一つです。

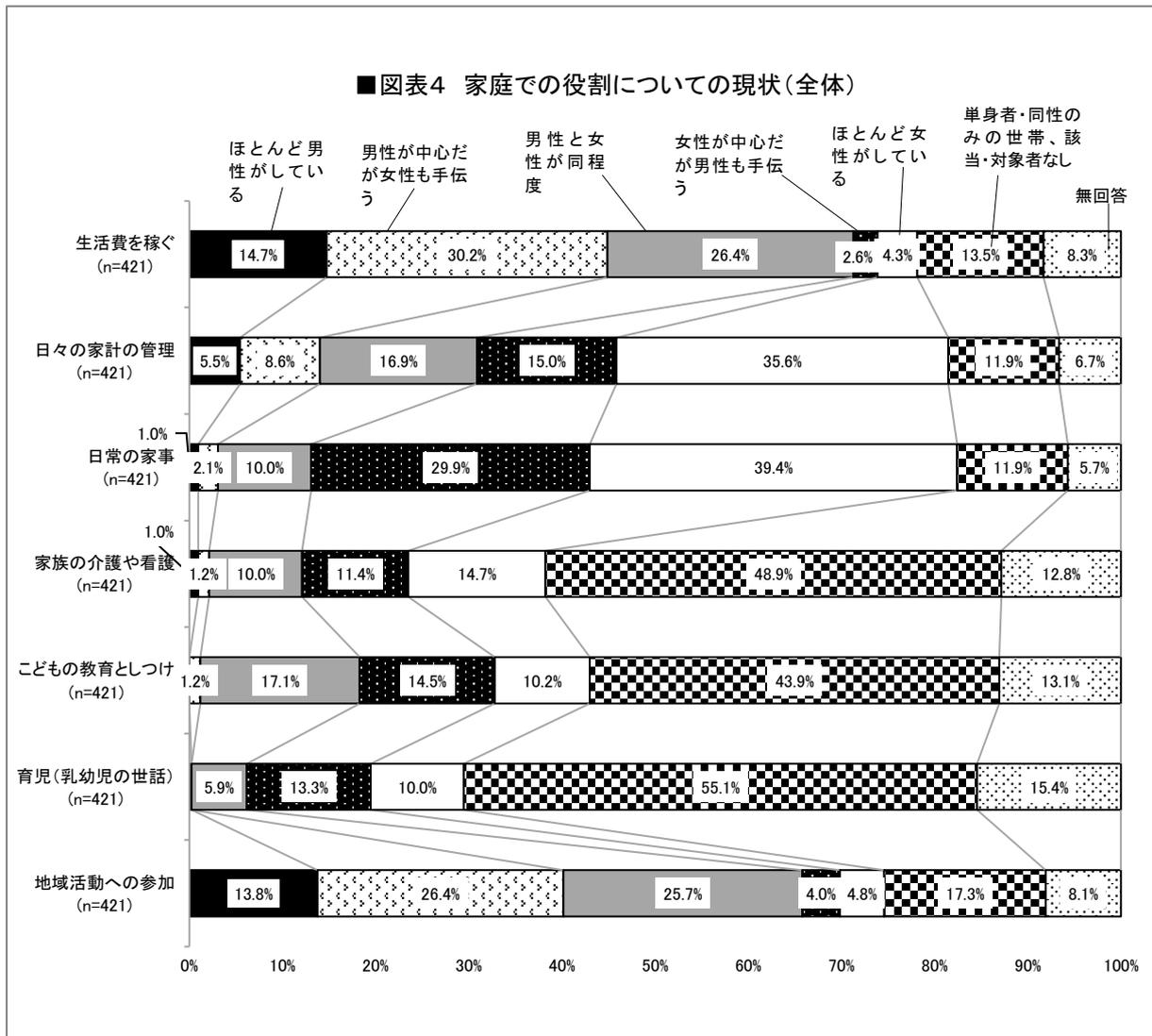
- ・ L（レズビアン）：女性の同性愛者
- ・ G（ゲイ）：男性の同性愛者
- ・ B（バイセクシュアル）：両性愛者
- ・ T（トランスジェンダー）：「身体の性」は男性でも、「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致しないため、「身体の性」に違和感を持つ人。

「心の性」にそって生きたいと望む人も多く見られます。

<市民意識調査>



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 社会制度・慣行の見直し	男女共同参画に関する意識を高めるための広報の充実を図ります。	市民課、社会教育課
	人権週間、男女共同参画週間などあらゆる機会を活用し、人権擁護委員や関係団体等と連携した各種啓発を行います。	市民課、社会教育課

<数値目標>

項目	現状値	目標値
市民意識調査の「生活費を稼ぐ」の現状において「主に男性が行っている」と回答した割合 ※「主に男性が行っている」＝「ほとんど男性がしている」と「男性が中心だが女性も手伝う」の割合の合計	令和2年度	令和7年度
	44.9%	30%
市民意識調査の「日常の家事」の現状において「主に女性が行っている」と回答した割合 ※「主に女性が行っている」＝「ほとんど女性がしている」と「女性が中心だが男性も手伝う」の割合の合計	令和2年度	令和7年度
	69.3%	45%

重点目標2 男女共同参画推進のための情報収集及び広報活動の充実

男女共同参画意識の浸透を図るためには、定期的な現状把握、達成状況の検証が必要です。現状調査を実施し、その達成状況の検証を行います。また、広報紙やホームページ等を活用し、広報活動を積極的に行います。

また、男女共同参画の取組は、ジェンダー平等を含む「持続可能な開発目標(SDGs)」など、国際社会と密接な関係があることから、国際社会の情報を収集・活用し、国際的視野に立った男女共同参画を促進していく必要があります。

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 男女共同参画に関する現状調査の実施	取組状況や意識調査を実施し、達成状況の検証を行います。	関係各課
② 広報紙及びホームページ等を活用した広報活動の実施	人権週間、男女共同参画週間などあらゆる機会を活用し、広報活動を行います。	市民課、秘書広報課
③ 国際的視野に立った男女共同参画の促進	国際社会の取組や先進事例等を収集・活用するとともに、市民への情報提供を行います。	市民課、秘書広報課 企画政策課

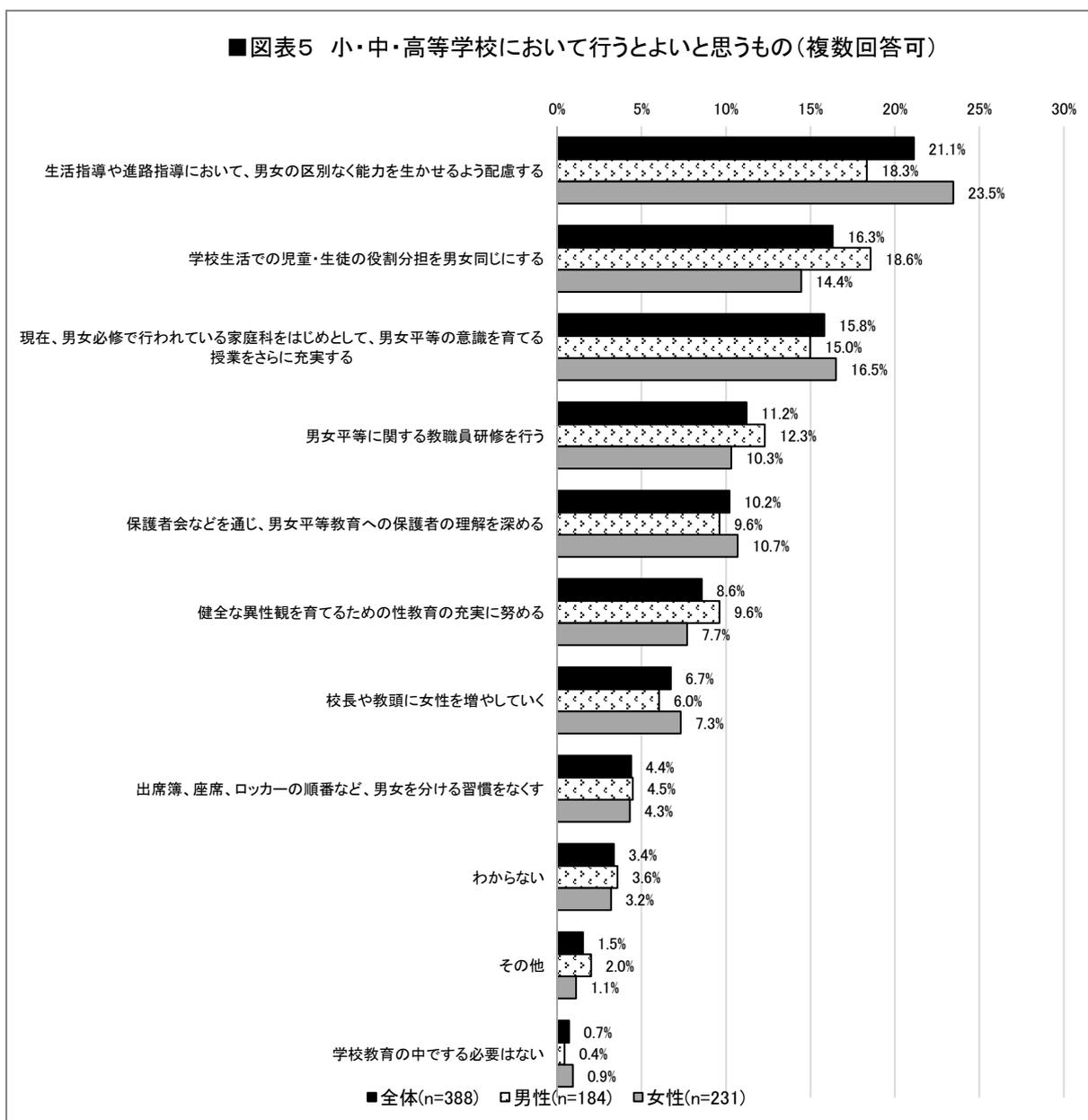
重点目標3 学校・家庭・地域における男女共同参画教育・学習の推進

一人ひとりの意識や価値観は、生まれたときから大人になるまで、学校・家庭・地域など周囲の様々な影響を受けて形成されていきます。

人権意識や平等意識を育てるために、学校教育の果たす割合は大きく、また、家庭や地域においても、親世代の意識や生活態度、地域の慣習などは子どもに大きな影響を与えます。

そのため、「男の子だから、女の子だから…」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女共同参画社会の実現に向けて、学校・家庭・地域が連携を図りながら、様々な場面において、男女共同参画の視点に立った教育や学習の機会を提供することが必要です。

<市民意識調査>



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 学校における男女共同参画教育・学習の推進	男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。	学校教育課
② 家庭・地域における男女共同参画教育・学習の推進	男女共同参画意識を高める学習機会を確保します。	市民課、社会教育課

<数値目標>

項目	現状値	目標値
人権問題学習講座参加者数 (男女共同参画社会啓発講演会)	令和元年度	令和7年度
	168人	200人

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

重点目標4 あらゆる暴力（DV等）の根絶 【DV防止計画】

性別や間柄を問わず、全ての暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。暴力は、配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント（※6）だけでなく、児童虐待を含む親子間の暴力など様々なものがあります。

本市の市民意識調査において、暴力（身体的・精神的・社会的・経済的・性的）を受けたことがある人は全体の11.4%であり、そのうち、「誰にも相談しなかった」と回答した割合は、男性46.7%、女性22.0%となっています。

DV等の被害は、個人あるいは家庭の問題と認識されてきたことや、相談や届出をすることに抵抗感を持つ人が多いため、誰にも相談しない場合が多く、被害が潜在化する傾向があります。

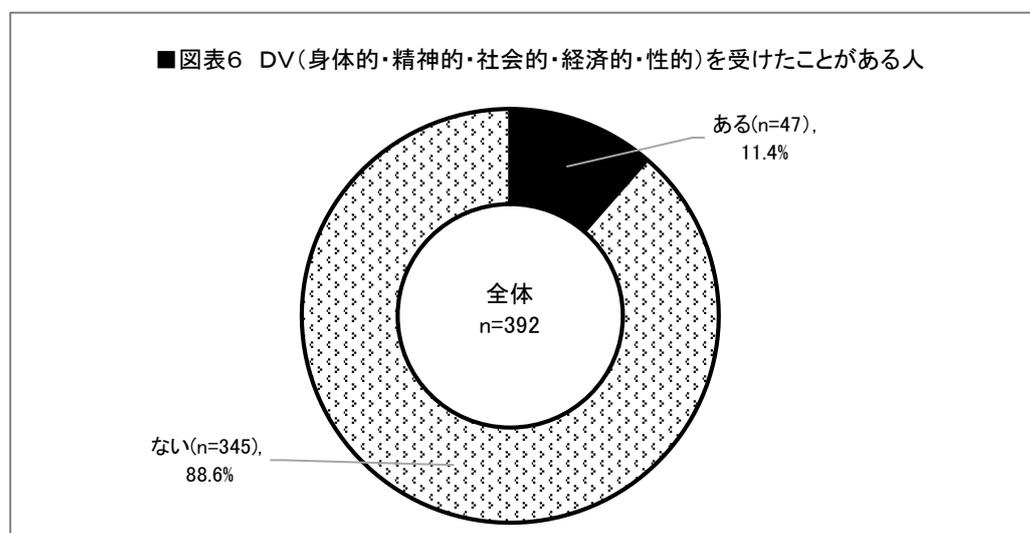
また、「どこに（誰に）相談してよいかわからなかった」と回答した人も男性が12.5%、女性が5.0%いることから、より一層、相談窓口の周知徹底を図ることが必要です。

県や関係機関と連携しながら、あらゆる暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない環境づくりを推進し、被害者への支援体制の充実を図っていく必要があります。

※6 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

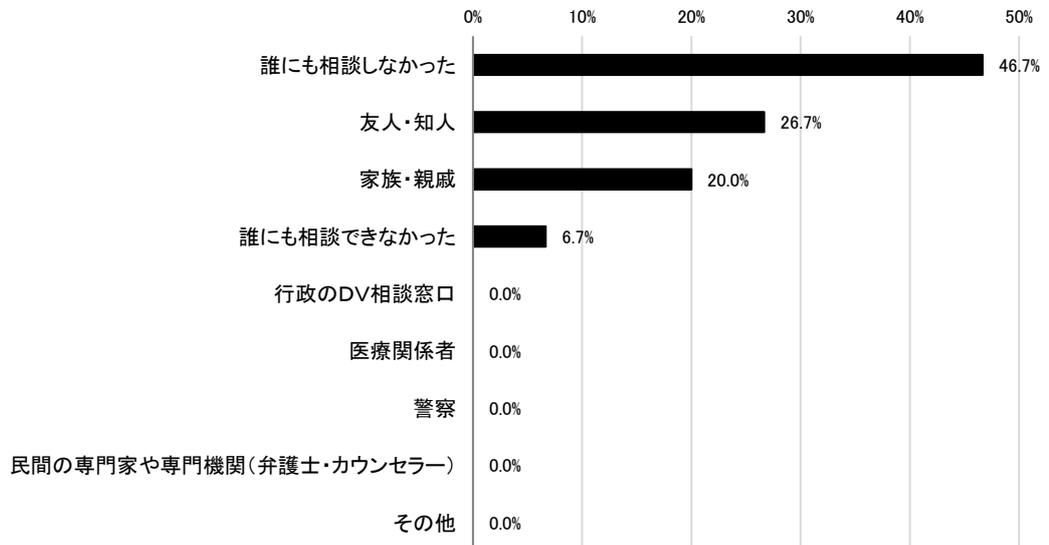
継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものであると定義されています。

<市民意識調査>

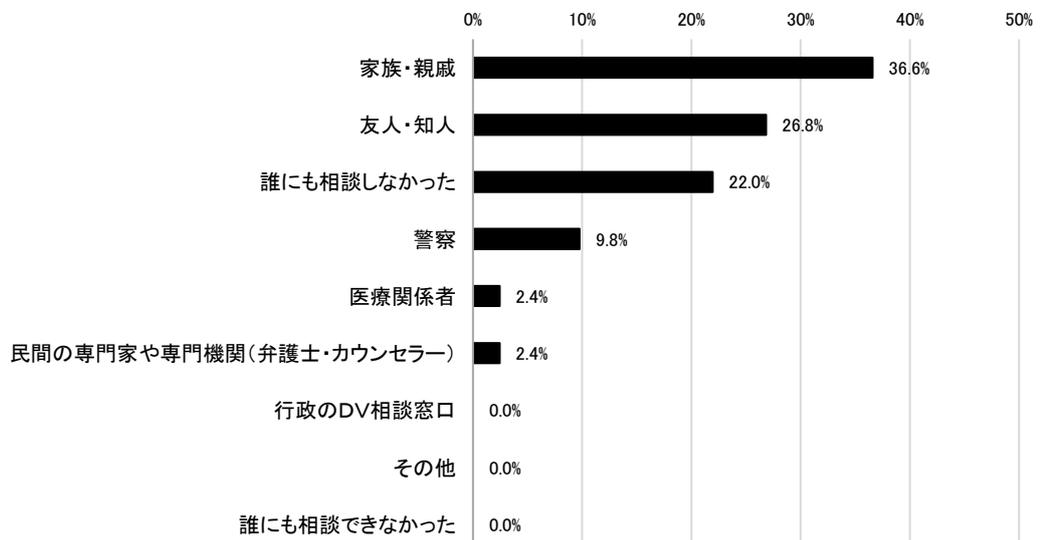


「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」

■ 図表7 どこ(誰)に相談しましたか (男性(n=16))

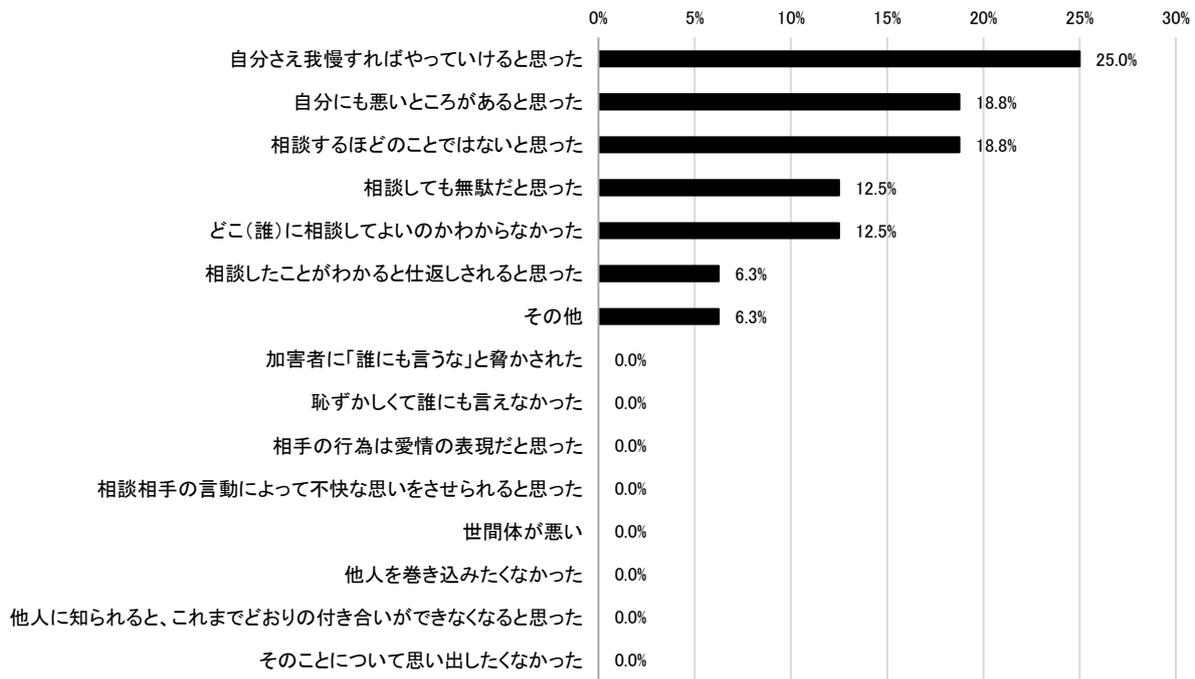


■ 図表8 どこ(誰)に相談しましたか (女性(n=31))

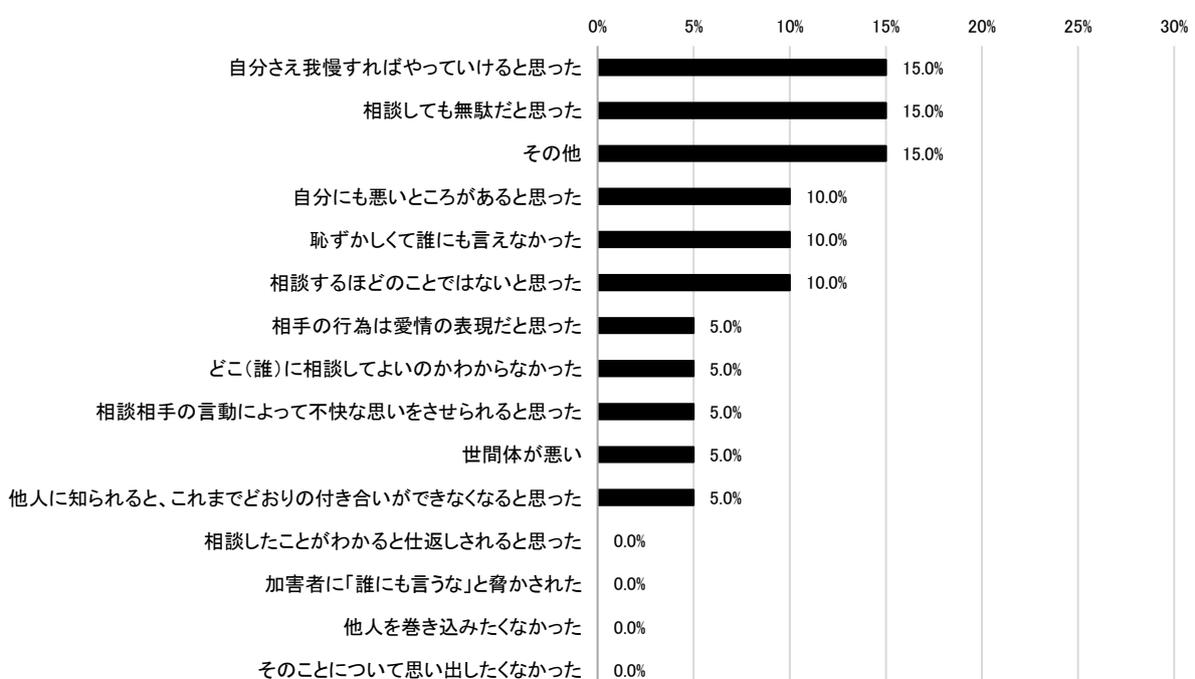


「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」

■図表9 誰にも相談しなかった理由（男性(n=7)）



■図表10 誰にも相談しなかった理由（女性(n=9)）



<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 男女間及び児童へのあらゆる暴力（DV等）の発生を防ぐ環境づくりの推進	あらゆる暴力（DV等）を許さない社会環境づくりに向けての啓発を行います。	市民課、こども未来課
② 被害者への相談・支援体制の充実	DV等に関する相談窓口の周知・徹底を図ります。	市民課、こども未来課
	DV相談やDV等に関する支援を行います。	市民課、こども未来課

<数値目標>

項目	現状値	目標値
DV・虐待防止にかかる啓発活動回数	令和元年度	令和7年度
※民生委員・児童委員との連携、学校訪問、広報活動	32回	50回

重点目標5 情報化社会における男女の人権尊重

近年、スマートフォンやSNS^(※7)の普及に伴い、世界中の膨大な情報を簡単に手に入れることができる一方で、それらが悪用され、プライバシーの侵害や暴力的な表現による誹謗中傷など人権を侵害するような被害が多発しています。

このような情報化社会において、発信者側が自主的に人権を尊重した表現ができるよう促すとともに、受信者側も情報を主体的に収集・判断できるよう広報、啓発を行うことが必要です。

また、SNS利用者の多い若年層においては、スマートフォンでの監視や束縛など、交際相手などからの暴力（デートDV）に繋がる可能性もあるため、予防啓発や教育・学習を行っていく必要があります。

※7 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、インターネット上で登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制のサービスのことであり、FacebookやLINEなどがあります。

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 情報化社会への対応	市の様々な広報（刊行物やホームページ等）において、人権や男女共同参画に配慮した表現を行います。	秘書広報課・関係各課
	プライバシーの侵害や誹謗中傷の防止に向けた広報、啓発を行います。	市民課

重点目標6 生涯を通じた健康支援

男女は身体的性差によって、ライフステージに応じた健康面での配慮が必要であり、男女がお互いに違いを理解し、人権を尊重することは、男女共同参画の推進には欠かせないものです。

特に、女性においては、妊娠や出産の可能性があることなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）^{（※8）}」についての理解が必要です。

また、一人ひとりが性別や年齢に応じて取り組むべき健康課題について意識し、日ごろから健康づくりを実践できるよう、様々な機会啓発活動を行うとともに、健康支援を進めていきます。

※8 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

<性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）>

人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であること。

<性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）>

全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利。

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発	命の大切さと性についての理解を深めるための学習の機会を提供します。	健康づくり課
② 生涯を通じた男女の健康支援	健康寿命の延伸による地域の活性化を進め、運動習慣の定着を図るため、関係機関と連携した健康増進事業を推進します。	健康づくり課

<数値目標>

項目	現状値	目標値
国民健康保険 特定健診受診率	平成 29 年度	令和 7 年度
	29.3%	60%
国民健康保険 特定保健指導実施率	平成 29 年度	令和 7 年度
	28.9%	60%

重点目標7 あらゆる人々が安心して暮らせる環境づくり

社会や経済情勢の急激な変化の中、社会の繋がりの希薄化等により、家庭、地域など生活上で様々な困難を抱える人が増加しています。

ひとり親家庭の中には、経済的困難に加え、育児不安や孤独感の増大といった問題に直面している家庭もあり、相談体制の強化、自立支援など、きめ細やかな対応が必要です。

また、高齢化率が高く、留学生等多くの外国人が生活している本市においては、高齢者等の福祉サービスの充実や文化の異なる人々も安心して暮らせる環境づくりが必要です。

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の不安解消や生活の安定を図るため、生活や就労等の相談体制の充実や支援を図ります。	こども未来課
② 高齢者・障害者・外国人等への支援	高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実を図り、社会に参加できる環境づくりを推進します。	福祉課、介護医療連携課
	外国人が安心して生活できるよう、関係機関と連携し、生活情報の提供や相談支援を行います。また、多文化共生への理解を深めるための啓発や交流の場の創出を図ります。	企画政策課、市民課

<数値目標>

項目	現状値	目標値
ひとり親就労相談による就職率	令和元年度	令和7年度
	36%	50%
市国際交流協議会が主催（支援）する交流イベントへの外国人市民参加者数（延べ）	令和元年度	令和7年度
	46人	150人
ボランティア通訳登録者数	令和元年度	令和7年度
	4人	10人

基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり

【女性活躍推進計画】

重点目標8 政策・方針決定の場への女性の参画促進

我が国において、急速な少子高齢化・人口減少が進む中で、男女がその性別に関わりなく、社会の対等な構成員として、男女双方の視点による意見を反映させていくことは、将来にわたり持続可能で活力ある社会を生み出すことに繋がります。

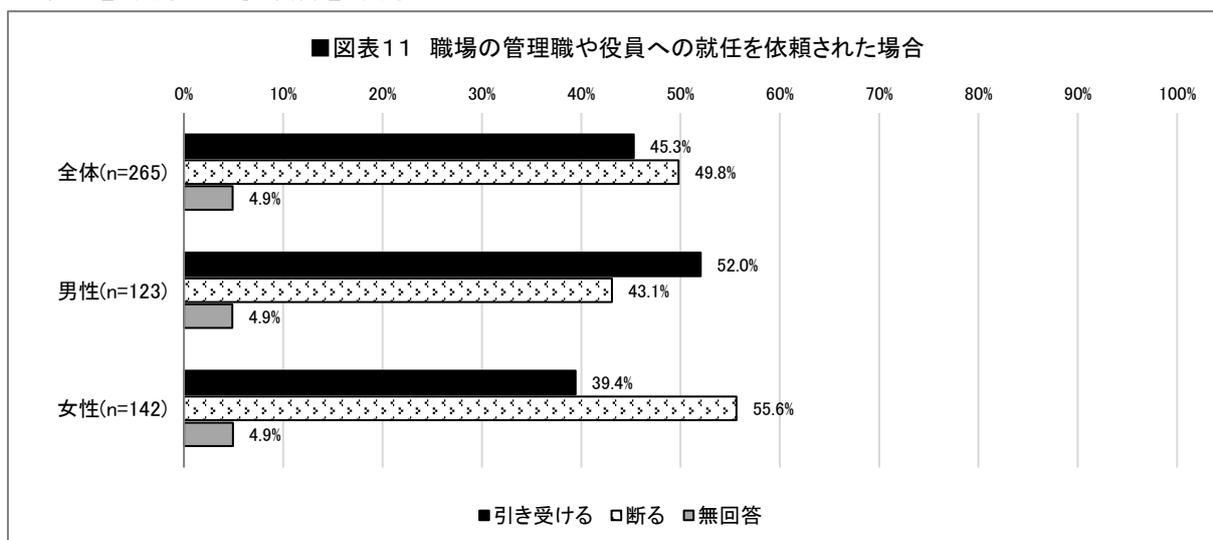
しかし、本市の市民意識調査において、「職場の管理職等への就任を依頼された場合」について、「断る」と回答した女性は半数を超えており、事業所意識調査においても、女性の管理職が1割にも満たない理由として、「女性自身が管理職になることを望んでいないことが多いから」の回答が上位にあがっています。

現状において、政策・方針決定の場への女性の参画の割合は低く、本市の審議会等における女性の割合は、令和2（2020）年4月現在において20.7%となっています。

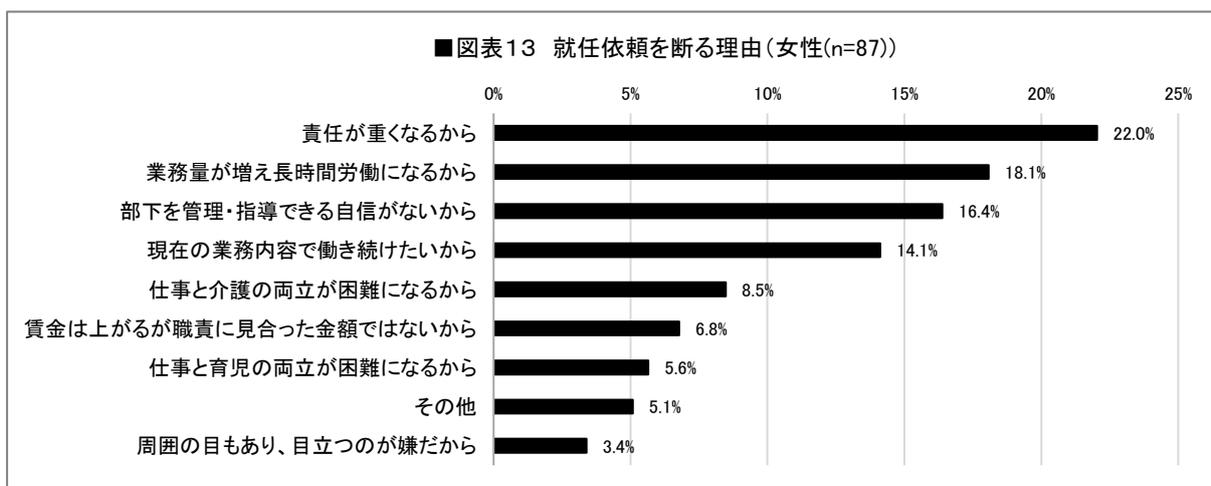
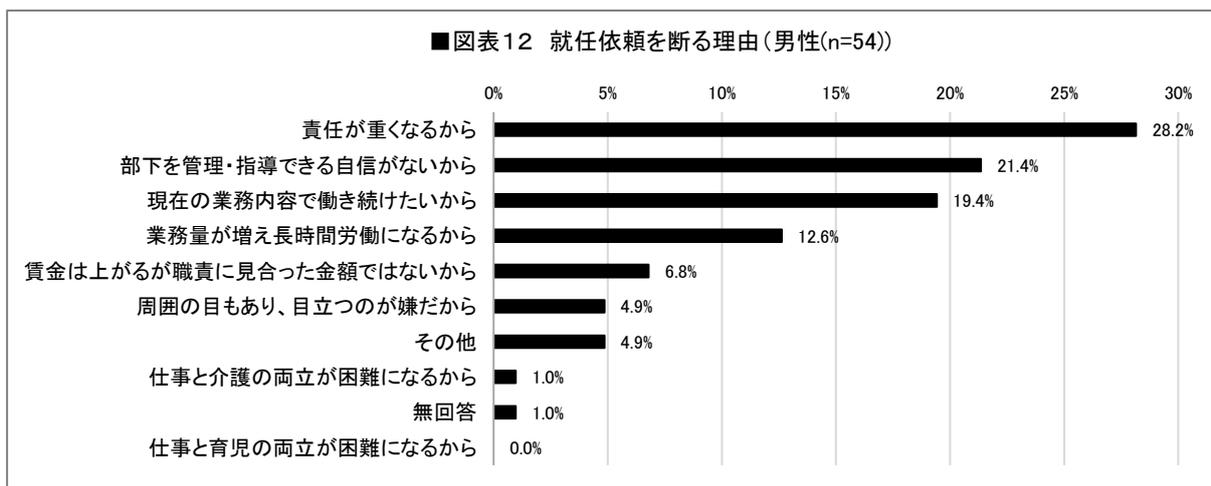
政策・方針決定の場への女性の参画促進は、国民の価値観の多様化が進む中で様々な視点が確保され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すだけでなく、将来、誰もが性別を意識することなく活躍できる社会に繋がっていきます。

そのためには、女性の意識改革を行うとともに、行政における女性登用の推進、民間企業、各種団体等における女性の参画促進を図る必要があります。

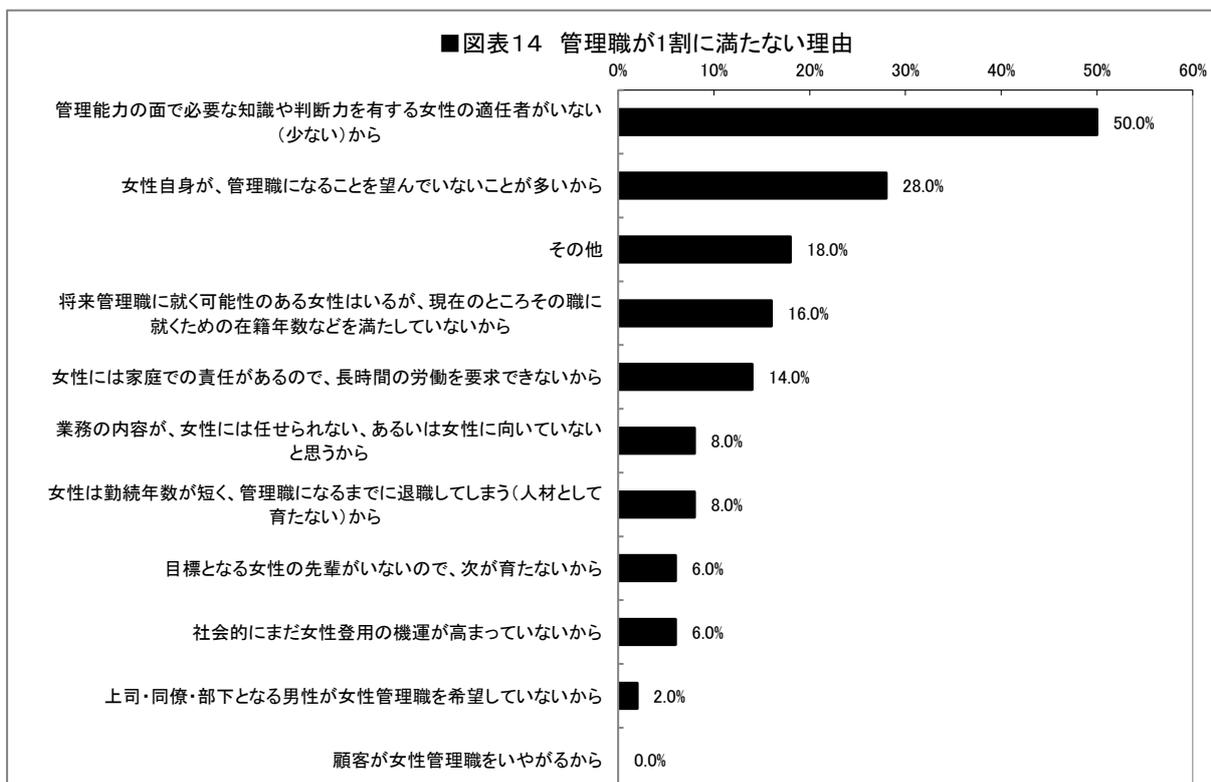
<市民意識調査・事業所意識調査>



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する事業所意識調査」

<現況値>

内閣府男女共同参画局が公表した「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和元（2019）年度）」によると、本市における令和元（2019）年の審議会等における女性委員の割合は、県内 15 市において最下位となっています。

■図表15 市審議会等女性委員及び市職員女性管理職（課長相当職以上）の割合（令和2（2020）年4月1日現在）

	審議会等委員数 （地方自治法第202条の3に基づく）			職員管理職 （一般行政職）		
	委員総数 （人）	女性委員 （人）	女性委員 割合（%）	総数 （人）	女性 （人）	女性管理職 割合（%）
岡山市	1,192	509	42.7	298	44	14.8
倉敷市	1,733	526	30.4	287	22	7.7
津山市	762	231	30.3	97	14	14.4
玉野市	304	93	30.6	48	4	8.3
笠岡市	693	296	42.7	38	3	7.9
井原市	349	132	37.8	41	4	9.8
総社市	903	252	27.9	54	12	22.2
高梁市	619	128	20.7	57	6	10.5
新見市	417	124	29.7	42	10	23.8
備前市	401	139	34.7	47	6	12.8
瀬戸内市	243	74	30.5	46	9	19.6
赤磐市	315	103	32.7	46	9	19.6
真庭市	492	136	27.6	55	6	10.9
美作市	274	70	25.5	47	4	8.5
浅口市	322	102	31.7	38	7	18.4
岡山県市町村平均	11,225	3,434	30.6	1,397	174	12.5

内閣府男女共同参画局公表「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和元年度）」

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 行政分野における女性の参画促進	市の管理職への女性の積極的な登用を推進します。	総務課
	市の消防本部への女性の採用を推進します。	消防総務課
	市の審議会等における女性委員を増やし、女性委員のいない審議会等の解消を図ります。	関係各課
② 民間企業・各種団体等における女性の参画促進	政策・方針決定の場への女性の参画の重要性について、広報、啓発を行います。	産業振興課

<数値目標>

項目	現状値	目標値
市の一般行政職における課長級以上の女性管理職の割合	令和2年度	令和7年度
	10.5%	15%
市の消防吏員における女性の割合	令和2年度	令和7年度
	1.5%	5%
各審議会等における女性委員の割合 (※地方自治法202条の3に基づく審議会等)	令和2年度	令和7年度
	20.7%	40%
女性委員のいない審議会等の数 (※地方自治法202条の3に基づく審議会等)	令和2年度	令和7年度
	6	0

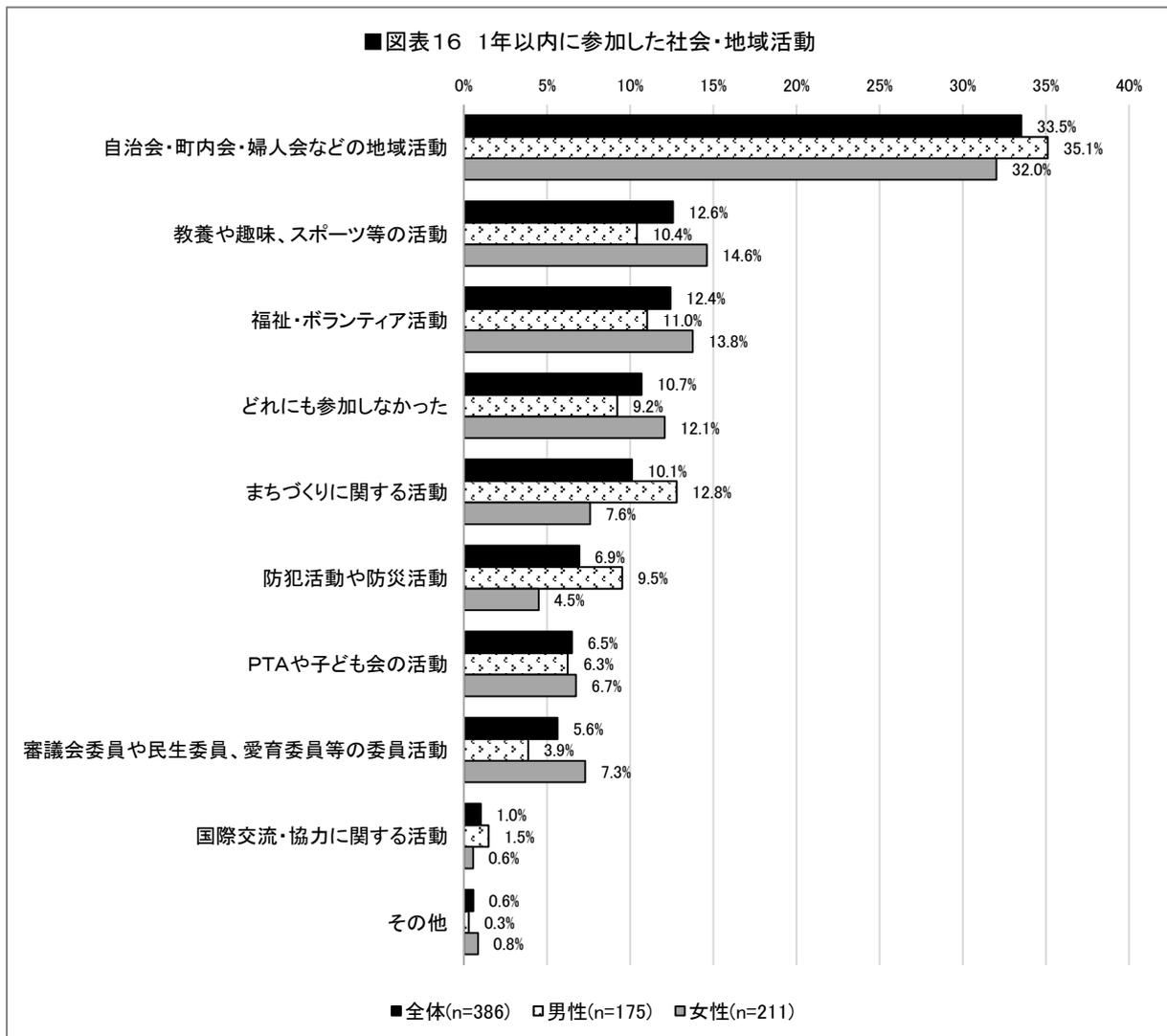
重点目標⑨ 地域社会における男女共同参画の推進

本格的な人口減少が到来する中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためには、これまで以上に男性と女性が力を合わせて防災、まちづくり、地域おこし等の様々な分野において、男女の協働による取組を進めていく必要があります。

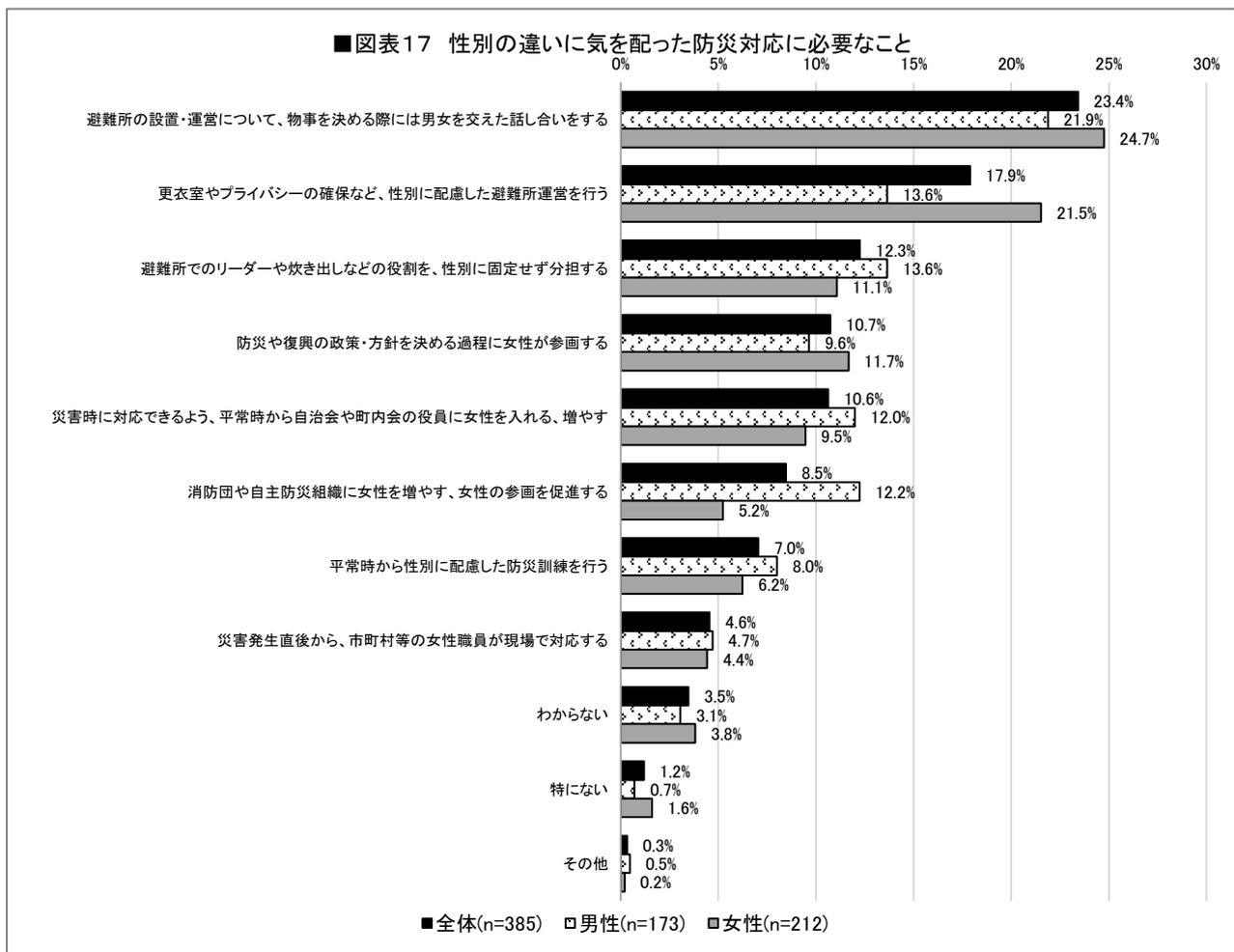
本市の市民意識調査において、「1年以内に参加した社会・地域活動」では、「どれにも参加しなかった」と回答した割合は、男性に比べ女性の方が高い結果が出ています。

平成30（2018）年7月豪雨災害など、近年、日本各地で災害が頻発する中、災害発生等の非常時において、性別に配慮した避難所運営等を行うためには、平常時から防災を含め地域社会の様々な分野において男女共同参画の促進を図る必要があります。

<市民意識調査>



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」

< 施策の方向と推進する施策 >

施策の方向	推進する施策	所管課
① 地域社会及び防災・災害対応における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点を取り入れた市の地域防災計画等の整備を進めるとともに、防災や災害時の対応に、女性の意見が反映されるよう市や地域での施策決定の場への参画を促進します。	防災復興推進課
	男女共同参画の視点に立った研修会等を行うなど、啓発に努めます。	市民課、社会教育課、防災復興推進課
	防災組織等への女性の参画拡大を図ります。	消防総務課

< 数値目標 >

項目	現状値	目標値
消防団員における女性の数	令和元年度	令和7年度
	28人	35人
防災士における女性の割合	令和元年度	令和7年度
	10%	15%

重点目標10 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

少子高齢化・人口減少が進行する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を発揮できる社会を実現することは非常に重要です。しかし、結婚、出産等の理由で働きたい意思があるにも関わらず、離職する女性は依然として存在しています。

本市の市民意識調査において、「女性が仕事をもつことについての考え方」をみると、男女とも「仕事をもち結婚出産に関わらず仕事を続ける方がよい」と回答した割合が最も高くなっていますが、そう回答した女性のうち、約3割が結婚、出産を理由に離職している現状があります。

「女性が仕事を続けるために必要なこと」をみると、女性では「夫、パートナーなど家族の理解や家事、育児、介護などへの参加」と回答した割合が最も高いことから、女性が仕事を続けるためには男性の理解、意識改革が重要であるといえます。

また、パワー・ハラスメント（パワハラ）^(※9)、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）防止対策をしている事業所は、全体の56.2%であり、約半分の事業所は防止対策を行っていないという結果が出ています。

そんな中、働きやすい職場環境の整備に向け、企業にパワハラ防止措置を義務付ける、いわゆる「女性活躍・ハラスメント規制法」が令和2（2020）年6月から大企業を対象に、また令和4（2022）年4月から中小企業を対象に施行されることとなりました。

このように労働条件や環境は徐々に改善されていますが、男女間ではまだ格差があり、男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、事業者への積極的改善措置（ポジティブ・アクション）^(※10) やハラスメント対応の促進を図るとともに、女性が結婚、出産等に関わらず仕事を続けられる環境づくりに向けた取組を行うことが必要です。

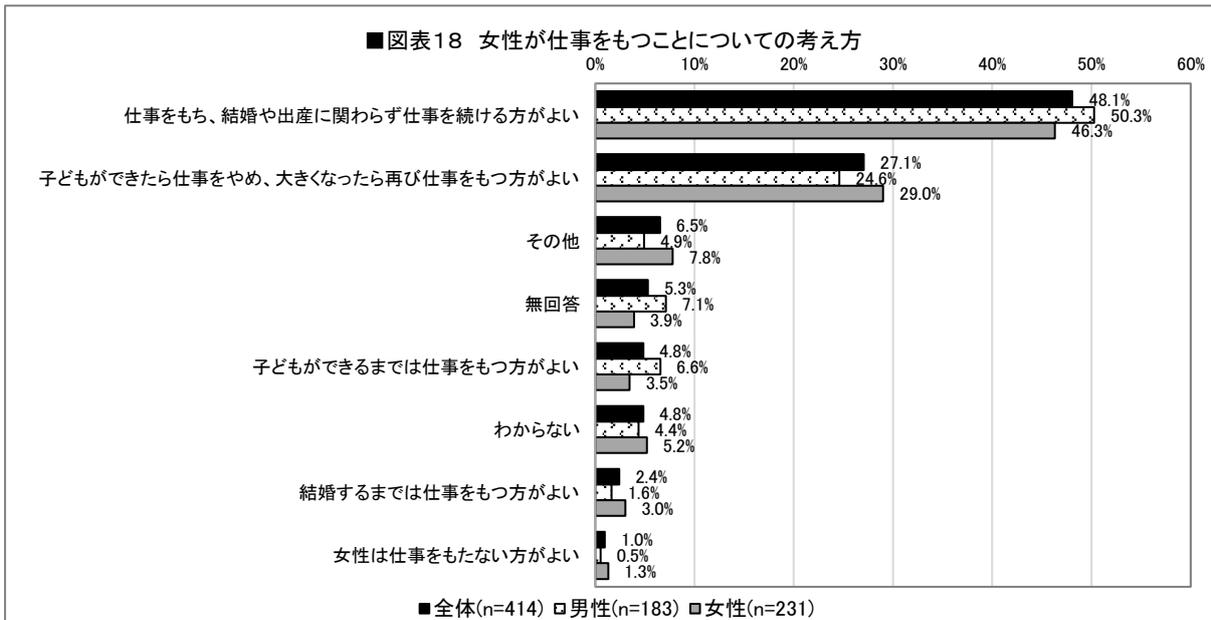
※9 パワー・ハラスメント（パワハラ）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為をいいます。この行為は上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、更には部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

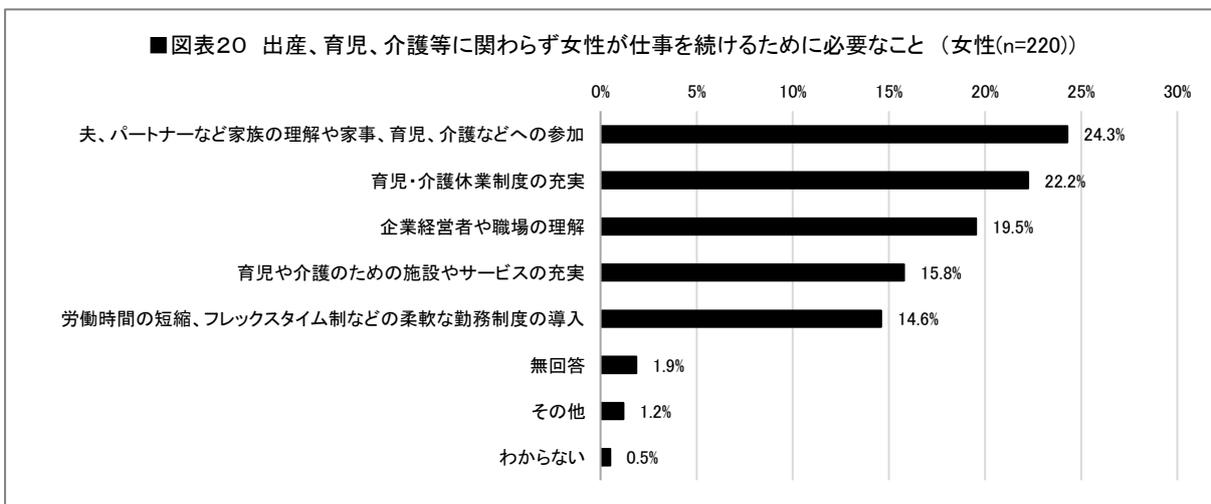
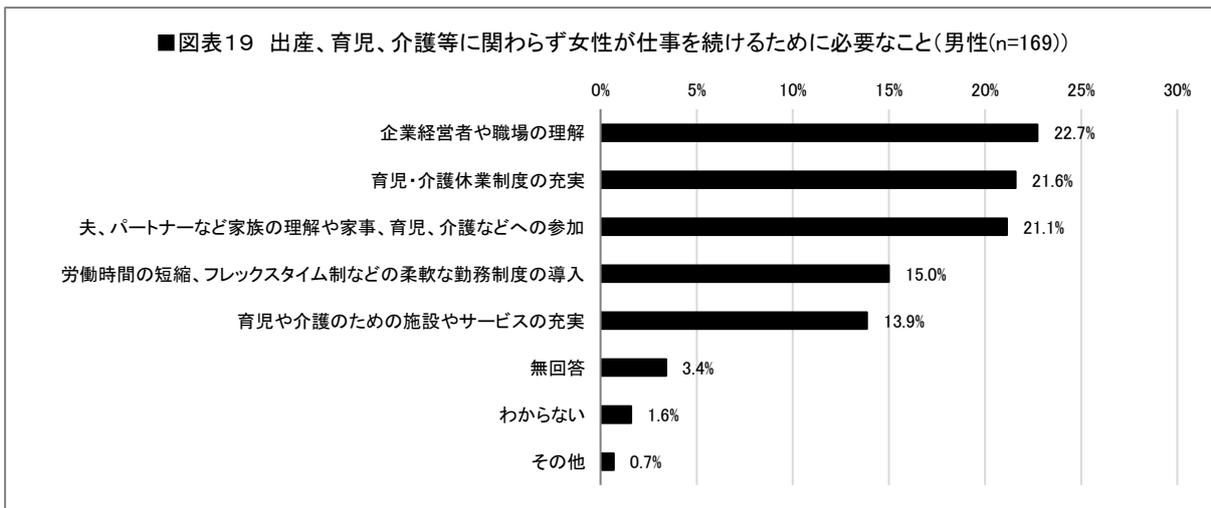
※10 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

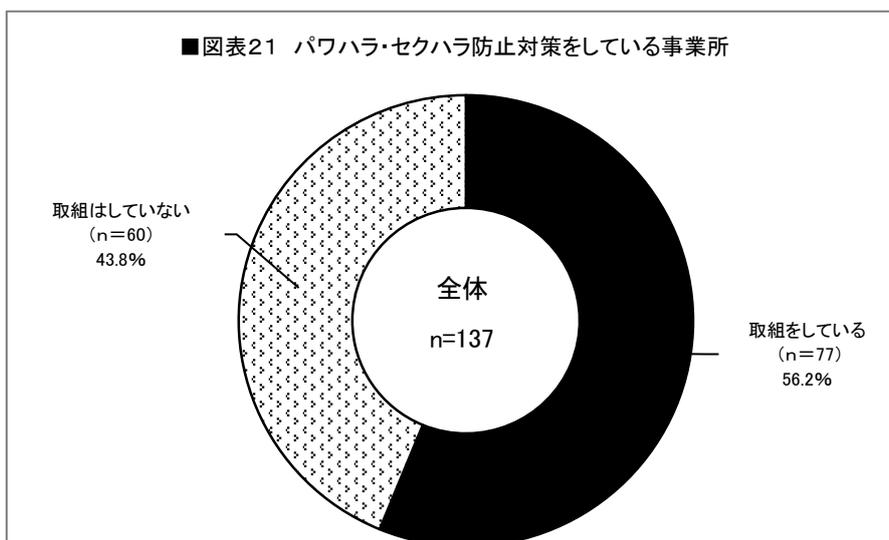
<市民意識調査・事業所意識調査>



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する事業所意識調査」

< 施策の方向と推進する施策 >

施策の方向	推進する施策	所管課
① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	事業者に対し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の広報、啓発を行います。	産業振興課
② 女性が働き続けることのできる環境づくり	雇用する従業員の子育て等を積極的に応援する取組を行います。	産業振興課、こども未来課
	女性が働き続けることに対し、家庭内の理解や協力が得られるよう広報、啓発を行います。	市民課
③ ハラスメントへの対応	事業者に対し、職場におけるハラスメント防止対策の啓発を行います。	産業振興課

< 数値目標 >

項目	現状値	目標値
パパ・ママ・子育て応援企業数	令和元年度	令和7年度
	26社	30社

重点目標11 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女が性別に関係なく、一人の人間として仕事・家庭・趣味などを自分の希望するバランスで展開させ、多様なライフスタイルを選択できることは、仕事も仕事以外の生活も充実し好循環が生まれ、ひいては社会全体の活性化に繋がります。

また、人生100年時代の到来に向け、「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、本人の希望に応じて、仕事と家庭や地域、また個人の生活との調和を図っていくことは、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられます。

しかし、本市の市民意識調査では、男女とも「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」をともに優先したいとの回答が最も多かったものの、男女とも希望どおりとはなっておらず、男性は「仕事」を、女性は「仕事」と「家庭生活」を優先している現状となっています。

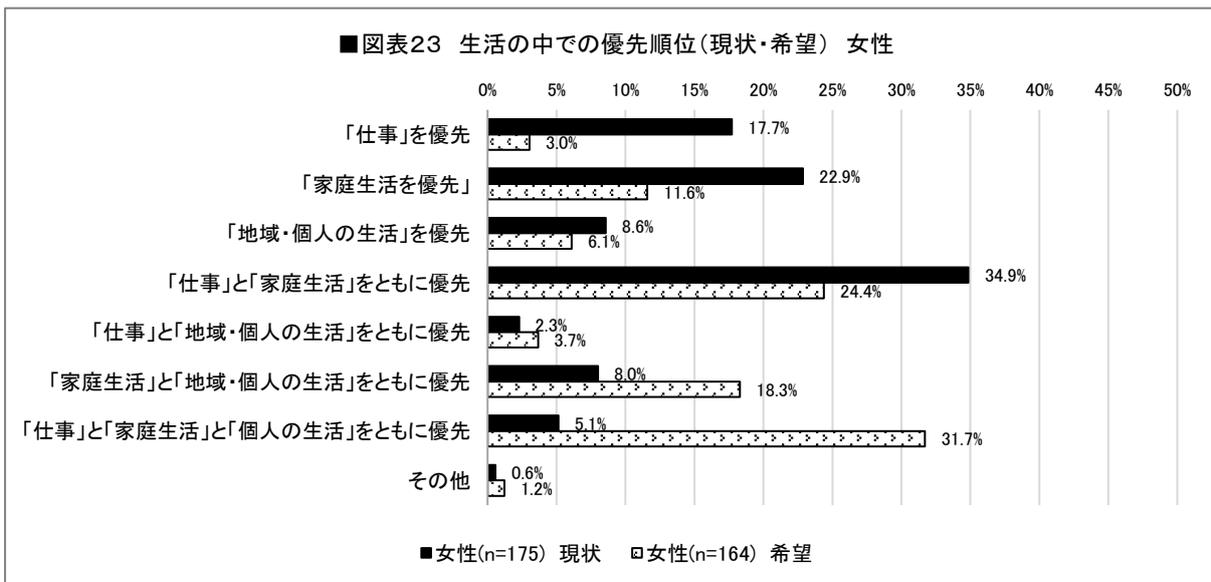
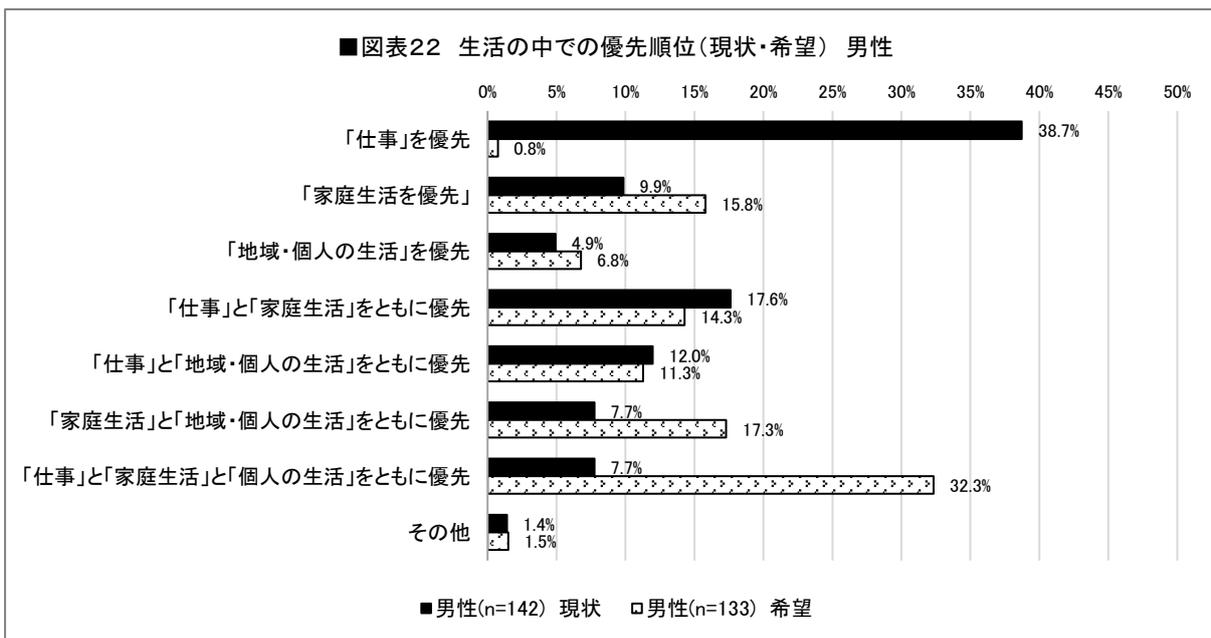
「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」をともに優先するためには、男女とも、仕事だけでなく家事・育児・介護に主体的に関わる必要がありますが、事業所意識調査において、男性の育児休業・介護休業の合計取得人数は依然として低い状況となっています。

ワーク・ライフ・バランス^(※11)の実現のために、本市では、認定こども園・学童保育などの環境整備、子育て・介護に対する多様なサービスの充実を図るとともに、男性が育児休業・介護休業を取りやすい職場の環境づくりを推進していく必要があります。

※11 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責務を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。

<市民意識調査・事業所意識調査>



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」

■ 図表24 育児休業・介護休業制度取得人数

<育児休業制度 取得>

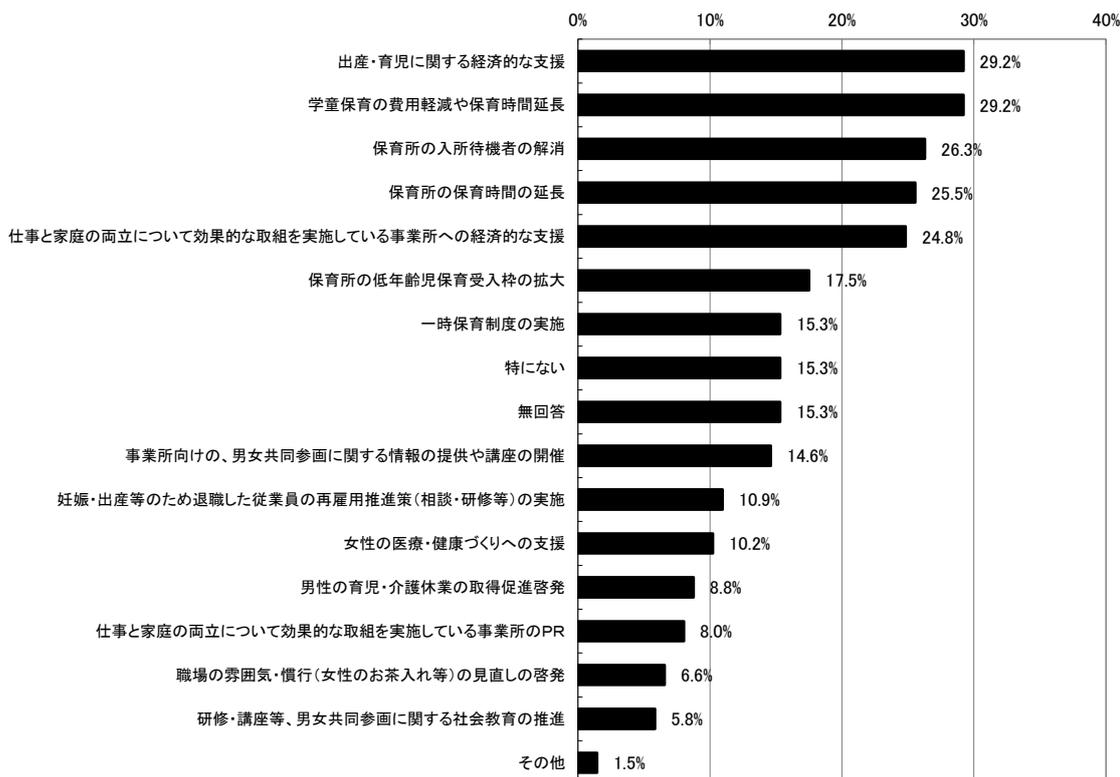
	男性	女性	合計
平成30年度	3人	54人	57人
令和元年度	4人	48人	52人
令和2年度	3人	26人	29人

<介護休業制度 取得>

	男性	女性	合計
平成30年度	1人	1人	2人
令和元年度	2人	1人	3人
令和2年度	1人	2人	3人

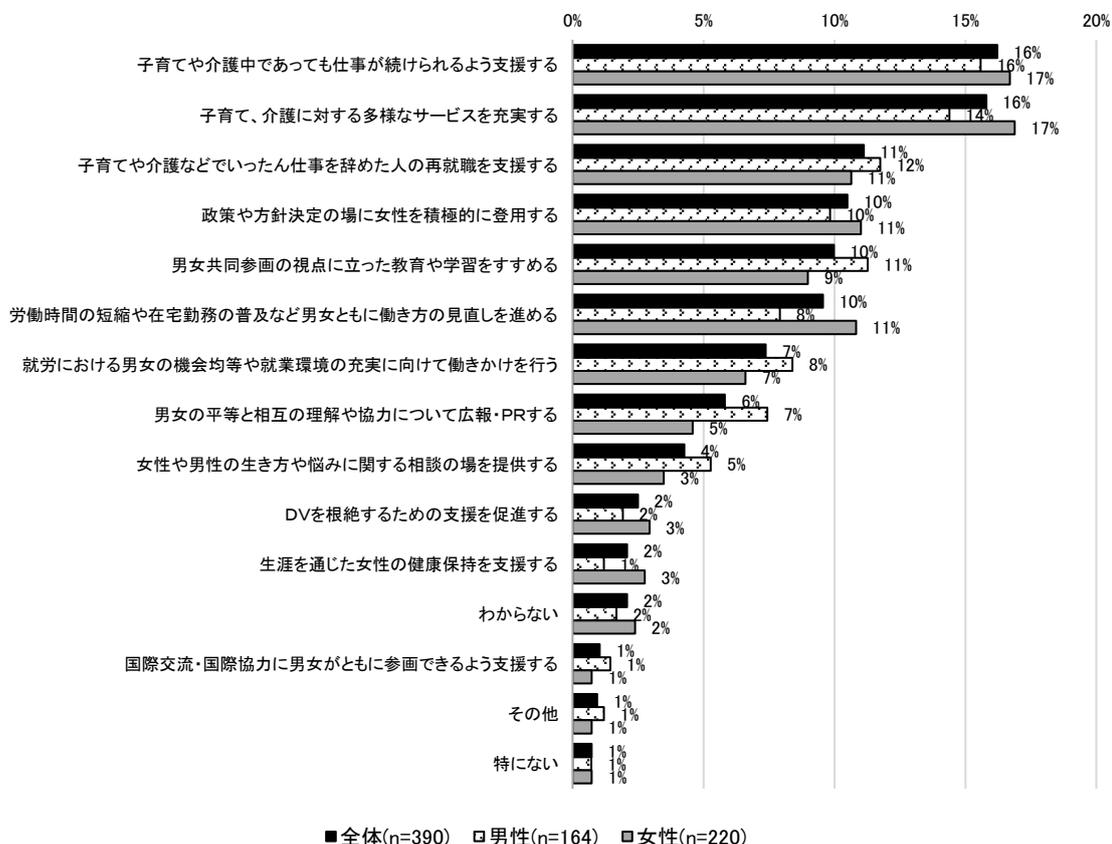
「令和2年 高梁市男女共同参画に関する事業所意識調査」

■ 図表25 従業員の仕事と家庭の両立支援について、市の事業や政策へ望むこと



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する事業所意識調査」

■ 図表26 男女共同参画を実現するため高梁市が今後力を入れていくべきこと(複数回答可)



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する事業所意識調査」

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 仕事と家庭・地域生活等の両立支援・環境整備	ファミリーサポートセンターなど、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。	こども未来課、福祉課、介護医療連携課
	ニーズに応じた保育の提供や学童保育の充実、環境整備を推進します。	こども未来課
	介護等による離職防止のため、相談体制の充実や環境整備を推進します。	介護医療連携課、福祉課
② 多様で柔軟な働き方の推進	事業者等に対し、フレックスタイムや在宅勤務、労働時間の短縮、またテレワークなど、その人の状況に合わせた多様な働き方の推進に向けた啓発を行います。	産業振興課

<数値目標>

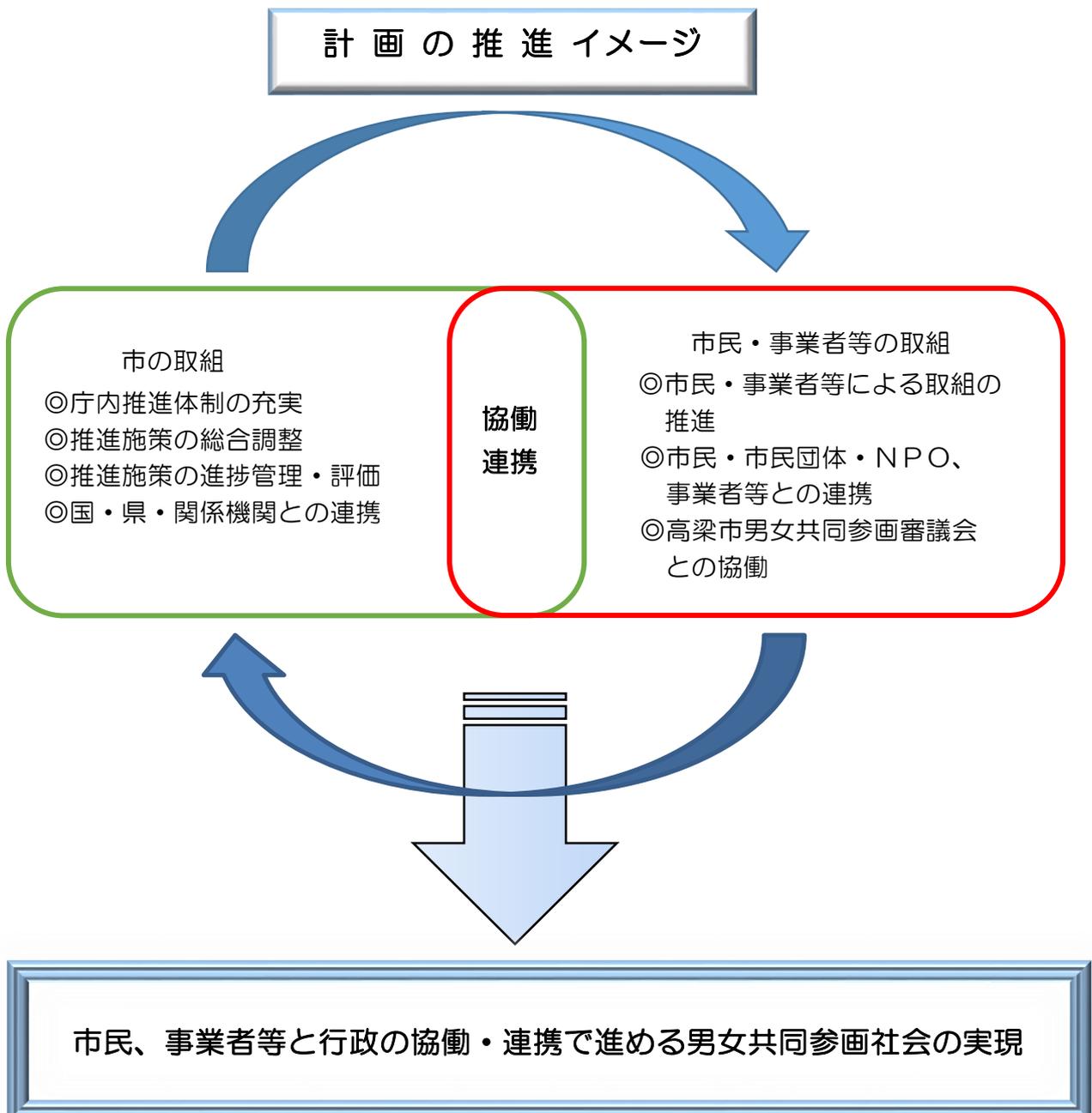
項目	現状値	目標値
ファミリーサポートセンターの提供会員・両方会員数	令和元年度	令和7年度
	28人	42人
認定こども園数	令和元年度	令和7年度
	3箇所	5箇所
一時預かり実施施設数	令和元年度	令和7年度
	1箇所	3箇所
市男性職員の育児休業取得率 (5年間の合計)	平成28～令和2年度	令和3～7年度
	5.8%	30%

※男性職員の育児休業取得者数/男性職員の育児休業対象者数

第4章 計画の推進

1. 市民・事業者等との協働・連携による計画の推進

計画をより効果的に推進するためには、市民一人ひとりの理解促進とともに、事業者の自主的な取組が必要であることから、市民、市民団体、NPO、事業者等と行政が、それぞれの役割をしっかりと理解したうえで、対等なパートナーとして連携し、計画を推進します。



2. 庁内の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、市民生活のあらゆる分野に関わっており、全庁的に推進する必要があることから、庁内推進組織である「高梁市男女共同参画推進委員会」を中心に各課の連携を強化し、総合的かつ効果的に計画を推進します。

具体的な事項について調査及び研究を行う必要がある場合は、この推進委員会の下部組織として部会を設置し、計画の目標達成に向けてその推進を図ります。

3. 関係機関との連携

国・県をはじめ、他の市町村等との連携を図りながら、情報の収集・提供、共同事業の実施等により計画を推進します。

4. 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策が着実に推進されるよう、この計画に基づく具体的取組の進捗状況を毎年取りまとめ、市ホームページなどにより公表します。この結果によっては、具体的な取組について見直しを行います。

◎数値目標一覧

基本目標	重点目標	項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
Ⅰ 男女共同参画社会の実現 に向けた基盤づくり	男女共同参画の実現に向けた 基盤づくり	市民意識調査の「生活費を稼ぐ」の現状において 「主に男性が行っている」と回答した割合	44.9% (R2)	30%
		市民意識調査の「日常の家事」の現状において「主 に女性が行っている」と回答した割合	69.3% (R2)	45%
	学校・家庭・地域における男女 共同参画教育・学習の推進	人権問題学習講座参加者数 (男女共同参画社会啓発講演会)	168人	200人
Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築	あらゆる暴力(DV等)の根絶 【DV防止計画】	DV・虐待防止にかかる啓発活動回数 ※ 民生委員・児童委員との連携、学校訪問、広報活動	32回	50回
	生涯を通じた健康支援	国民健康保険 特定健診受診率	29.3% (H29)	60%
		国民健康保険 特定保健指導実施率	28.9% (H29)	60%
	あらゆる人々が安心して暮ら せる環境づくり	ひとり親就労相談による就職率	36%	50%
		市国際交流協議会が主催(支援)する 交流イベントへの外国人市民参加者数(延べ)	46人	150人
		ボランティア通訳登録者数	4人	10人
Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり 【女性活躍推進計画】	政策・方針決定の場への女性の 参画促進	市の一般行政職における 課長級以上の女性管理職の割合	10.5% (R2)	15%
		市の消防吏員における女性の割合	1.5% (R2)	5%
		各審議会等における女性委員の割合 (※地方自治法202条の3に基づく審議会等)	20.7% (R2)	40%
		女性委員のいない審議会等の数 (※地方自治法202条の3に基づく審議会等)	6 (R2)	0
	地域社会における男女共同参 画の推進	消防団員における女性の数	28人	35人
		防災士における女性の割合	10%	15%
	雇用等の分野における男女の 均等な機会と待遇の確保	パパ・ママ・子育て応援企業数	26社	30社
	ワーク・ライフ・バランス(仕 事と生活の調和)の推進	ファミリーサポートセンターの提供会員・両方会員数	28人	42人
		認定こども園数	3箇所	5箇所
		一時預かり実施施設数	1箇所	3箇所
市男性職員の育児休業取得率(5年間の合計)		5.8% (H28~R2)	30% (R3~7)	

高梁市男女共同参画推進条例

平成17年4月1日

条例第3号

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は私たちの願いであり、これまで様々な取組が進められてきました。しかしながら、家庭や地域あるいは職場では、性別による固定的な役割分担意識やその意識に基づく社会的慣行が依然として存在しており、真の男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

また、少子高齢化、国際化、高度情報化等の社会経済環境が大きく変化する中、文化を育み健やかで活力あるまち高梁を創造し未来に引き継いでいくためには、男女が互いの人権を尊重し合い、共に支えあう対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画できる社会を実現することが不可欠であります。

このような認識から、市民、事業者及び市が一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者・恋人その他親密な関係にある者からの身体的、精神的又は経済的な暴力をいう。

(5) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。

(6) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人又はその他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として取り組まなければならない。

(1) 一人ひとりが互いを大切にし、性別による差別や暴力的な行為を受けることなく、男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、一人ひとりが多様な生き方を選択することができること。

(3) 市の政策又は民間の団体における方針等の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会支援の下に、家庭生活における活動と勤労等の社会生活における活動とが両立できること。

(5) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産等に関してその意思が尊重されるとともに、生涯を通じた心身の健康が配慮されること。

(6) 国際社会での取組の成果を尊重し、国際的協調の下に進められること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、前条に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者との緊密な連携協力を図るとともに、特に広域的な取組を必要とする場合にあっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、いかなる場においても、性別による権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、女性に対する暴力等を助長する表現及び人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) その他男女共同参画の推進に関する施策

3 市長は、基本計画を策定しようとするとき

は、第18条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な事項の調査研究に努めるものとする。

(広報啓発等)

第11条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報啓発、情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育及び学習の推進)

第12条 市は、学校、家庭、地域その他の様々な場において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第13条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(活動又は取組への支援)

第14条 市は、市民及び事業者が自主的に行う男女共同参画の推進に関する活動又は取組が促進されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(苦情の処理及び相談への対応)

第15条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民から苦情の申出があった場合は、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女間の人権侵害に関し、市民から相談の申出があった場合は、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害者の保護)

第16条 市は、ドメスティック・バイオレンス等による権利侵害があったと認められる場合に

は、被害者の保護、相談その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、ドメスティック・バイオレンス等の被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっせん、情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会の設置)

第18条 男女共同参画の推進に資するため、高梁市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第19条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する。

- 2 審議会は、男女共同参画の推進について、必要に応じ、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第20条 審議会は、市長が委嘱する委員15名以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

高梁市男女共同参画推進条例施行規則

平成17年4月1日
規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、高梁市男女共同参画推進条例(平成17年高梁市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出)

第2条 条例第15条第1項の苦情の申出(以下「申出」という。)は、苦情申出書(別記様式)を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、申出が次の各号のいずれかに該当するとき又は不適法であって補正することができないものであるときは、対応しないものとする。

- (1) 現に住民監査請求がなされている事案に関するもの
- (2) 現に行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく不服申立てがなされている事案に関するもの
- (3) 現に裁判所に所属している事案に関するもの
- (4) 現に議会に対して請願がなされている事案に関するもの

(審議会委員)

第3条 条例第18条に規定する高梁市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 事業者及び各種団体の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償の額は、高梁市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年高梁市条例第35号)による。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民課において行う。(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月8日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月24日規則第19号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(別記様式)

苦情申出書

年 月 日

高梁市長 様

(申出者)

郵便番号	
住所又は事務所の所在地	
氏名又は法人名及び代表者氏名	
電話番号	() -

高梁市男女共同参画条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申し出ます

申出の趣旨及び理由	(市の、どの機関のどの施策が、どのような問題があるか等を記入してください。)
この申出以外の相談等の状況	<input type="checkbox"/> 相談している 相談先 () 相談の状況及び結果
	<input type="checkbox"/> 相談していない
備考	

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うこ

とができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市

町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他

の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。
(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の

委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則

(平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

- 第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抄)

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正：令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行

うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したと

きは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示

その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受け

た後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得

ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活におい

て密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立

ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に

名称が記載された配偶者暴力相談支援センター

(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中

「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、

障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
-----	-----	---

第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令

の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

（平成一九年七月一一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則

（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則

（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則

（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正：令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを

得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務

大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするとき

は、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七

項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を

選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しよう

とするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とある

のは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主

は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機

関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

男女共同参画関係年表

年	国際機関	日本	岡山県
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)を開催(メキシコシティ、6~7月) 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部設置(9月) 婦人問題企画推進会議設置(9月) 	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」、「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定(1月) 	
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題行政連絡協議会」設置 県政モニターアンケート「婦人の地位向上に関する意識調査」実施(10月)
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 第34回国連総会で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> 県の婦人問題担当課を「県民課」に位置付ける 「岡山の婦人問題を考える会」が発足、意見書を発表
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年 中間年世界会議」(第2回世界女性会議)を開催(コペンハーゲン、7月) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 「岡山県婦人問題会議」を設置、同会議は「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」を答申
1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」決定(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「岡山県婦人問題協議会」設置(4月) 県の婦人問題担当課が「県民生活課」に移り、「婦人班」新設(4月)
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> 婦人広報資料「おかやまの婦人」創刊 県政世論調査「家庭と婦人」実施(1~2月)
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年 E S C A P 地域政府間準備会議」開催(東京、3月) 		<ul style="list-style-type: none"> 「おかやま婦人のバス事業」開始
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」(第3回世界女性会議)を開催(7月) (西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 国籍法の改正施行(父母両血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化)(1月) 「男女雇用機会均等法」の成立(6月公布/1986年4月施行) 「女子差別撤廃条約」批准(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」を答申 「岡山県婦人海外派遣事業」開始 婦人問題調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施

年	国際機関	日本	岡山県
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充（1月） ・婦人問題企画推進有識者会議開催（2月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活課婦人班を「婦人青少年対策室婦人企画班」に改組（4月） ・「地域婦人問題推進センター」設置（県内3か所）
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岡山県婦人情報バンク」開設 ・「地域婦人問題推進センター」設置（県内3か所）
1988年 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「地域婦人問題推進センター」設置（県内3か所） ・「女性による地域福祉実践事業」開始
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の告示（家庭科教育における男女同一の教育課程の実現等）（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「働く女性相談コーナー」開設 ・「農山漁村婦人の日」設定
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会拡大会議（ウィーン、2～3月） ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（5月） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀に生きる岡山の女性」シンボルマーク決定 ・県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施（10月）
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」改定（第1次改定）（5月） ・「育児休業法」の改正（5月公布／1992年4月施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次岡山県総合福祉計画」策定（女性の項目新設） ・「男女共同参加型社会の実現をめざして」策定
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> ・初の婦人問題担当大臣を任命（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性県政アドバイザー事業」開始 ・「女性農業士制度」発足
1993年 (平成5年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性青少年対策室女性政策課」を新設（4月）
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ、6月） ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ・国際人口・開発会議で「行動計画」を採択（カイロ、9月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室（総理府）設置（6月） ・男女共同参画審議会設置（政令）（6月） ・男女共同参画推進本部設置（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管部を地域振興部から企画部に移管（4月） ・岡山県婦人問題協議会に「女性の地位と福祉の向上のための総合的方策」について諮問 ・県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施（7～8月）

年	国際機関	日本	岡山県
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議「平等、開発、平和のための行動」を開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)(6月公布/10月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」答申 岡山県婦人問題協議会を「岡山県男女共同参画推進協議会」に改称(10月)
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申(7月) 男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足(9月) 「男女共同参画2000年プラン」策定(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会の実現をめざして」策定
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置(法律)(4月) 「男女雇用機会均等法」の改正(女性に対する差別の禁止等)(6月公布/1999年4月施行) 「介護保険法」成立(12月公布/2000年4月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 「岡山県男女共同参画推進本部」設置(4月) 「岡山県女性センター整備構想検討委員会」設置(6月) 「男女共同参画アドバイザー養成事業」開始
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法」男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」答申(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 所管部を企画部から生活環境部に移管(4月) 「ウィズウィーク(11/11~17)」決定 「中国・四国・九州地区男女共同参画推進地域会議」開催(11月)
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ESCAPハイレベル政府間会議開催(バンコク、10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」公布・施行(6月) 「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定)(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「岡山いきいき子どもプラン」策定(3月) 岡山県男女共同参画推進センター(愛称:ウィズセンター)開館(4月)
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けての男女平等・開発・平和」(ニューヨーク、6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申(7月) 「国の審議会等における女性委員の登用について」決定(8月) 男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」21世紀の最重要課題」答申(9月) 「男女共同参画基本計画」閣議決定(12月) 「男女共同参画週間について」決定(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(1~2月) 岡山県人権政策審議会答申(3月)

年	国際機関	日本	岡山県
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議・男女共同参画局（内閣府）設置（1月） 「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」、「女性に対する暴力をなくす運動について」決定（6月） 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定（7月） 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立（4月公布／10月施行） 「育児休業法」の改正（対象となる子の年齢の引き上げ等）（11月公布／2002年4月施行） 	<ul style="list-style-type: none"> 「おかやまウィズプラン 21」策定（3月） 「岡山県人権政策推進指針」策定（3月） 「女性青少年対策室女性政策課」を「男女共同参画課」に改組（4月） 「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」（6月公布／10月施行） 男女共同参画推進月間始まる（11月）
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> 「岡山県男女共同参画審議会」を設置（4月）
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画フォーラム in おかやま」開催（2月） 「男女共同参画グローバル政策対話岡山会議」開催（11月）
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用、登用の拡大等について」決定（4月） 男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ（6月） 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（暴力の定義の拡大等）（6月公布／12月施行）及び同法に基づく基本方針の策定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性のチャレンジ支援策岡山アピール」開催（8月） 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施（10～11月） 「新岡山いきいき子どもプラン」策定（12月）
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会／「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク、2～3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申（7月） 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申（12月） 「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定（3月） 「女性副知事フォーラム 2005 おかやま」開催（11月）
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京、6～7月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」の改正（性差別禁止の範囲の拡大等）（6月公布／2007年4月施行） 	<ul style="list-style-type: none"> 「改訂岡山県人権政策推進指針」策定（2月） 「新おかやまウィズプラン」策定（3月）

年	国際機関	日本	岡山県
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ニューデリー、12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(保護命令制度の拡充等)(7月公布/2008年1月施行) 「パートタイム労働法」改正(パートタイム労働者の雇用環境の整備)(6月公布/2008年4月施行) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定(12月) 	
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」(4月) 「次世代育成支援対策推進法」の改正(一般事業主行動計画の公表の義務化等)(12月公布/2009年4月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画改定(7月) 岡山県男女共同参画推進センター(ウィズセンター)岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館(きらめきプラザ)へ移転(9月) 「全国シェルターシンポジウム2008in おかやま」開催(後援)(11月)
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> 「DV相談ナビ」開設(1月) 男女共同参画シンボルマーク決定(4月) 育児・介護休業法改正(短時間勤務制度導入等)(6月公布/2010年6月施行) 男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」公表(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「新おかやまウィズプラン」中間見直し(3月) 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(10~11月)
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合(ニューヨーク、3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申(7月) 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申(12月) 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「岡山いきいき子どもプラン2010」策定(3月) 所管部を生活環境部から県民生活部に移管(4月) 「男女共同参画課」を「男女共同参画青少年課」に改組(4月)
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> UN Women 正式発足(1月) 第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合(シエムリアップ、11月) 		<ul style="list-style-type: none"> 「第3次おかやまウィズプラン」策定(3月) 「第3次岡山県人権政策推進指針」策定(3月)

年	国際機関	日本	岡山県
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択(ニューヨーク、3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定(6月) 	
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> 若者・女性活躍推進フォーラムの提言(5月) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正(7月公布)及び同法に基づく基本方針の策定(12月公布) 	
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択(ニューヨーク、3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「パートタイム労働法」の改正(4月公布/2015年4月施行) 「次世代育成支援対策推進法」の改正(4月公布/2015年4月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」の一部改正について(1月) 「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定(9月) 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(10~11月)
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> 第59回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」記念会合)開催(ニューヨーク、3月) 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立(9月公布・施行/一般・特定事業主行動計画の策定及び公表等2016年4月施行) 男女共同参画会議「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申(12月) 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申(12月) 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「岡山いきいき子どもプラン2015」策定(3月)
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」の改正(3月公布/2017年1月施行ほか) 「育児・介護休業法」の改正(3月公布ほか/2017年1月施行ほか) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第4次おかやまウィズプラン」及び「岡山県女性活躍推進計画」策定(3月) 「第4次岡山県人権政策推進指針」策定(3月)
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> 「働き方改革実行計画」決定(3月) 	

年	国際機関	日本	岡山県
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の成立（5月公布・施行） ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の成立（7月公布／2019年4月施行ほか） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岡山いきいき子どもプラン2015」一部改定（3月）
2019年 (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等に関するパリ宣言」（G7パリサミット 5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍・ハラスメント規制法」の成立（6月公布／2020年6月施行ほか） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正（6月公布／2020年4月施行ほか） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施（10月）
2020年 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の改正（3月） ・男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について」答申（11月） ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岡山いきいき子どもプラン2020」策定（3月）
2021年 (令和3年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次おかやまウィズプラン」及び「第2次岡山県女性活躍推進計画」策定（3月） ・「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」改定（3月） ・「第5次岡山県人権政策推進指針」策定（3月）

用語解説

<p>あ 行</p> <p>SNS</p>	<p>ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、インターネット上で登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制のサービスのことであり、Facebook や LINE などがあります。</p>
<p>SDGs (持続可能な開発目標)</p>	<p>Sustainable Development Goals の略。2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。</p>
<p>さ 行</p> <p>ジェンダー</p>	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれついで生物学的性別 (セックス/sex) があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender) といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。</p>
<p>持続可能な開発目標</p>	<p>あ行 「SDGs」で解説</p>
<p>性的マイノリティ</p>	<p>性的少数者、セクシュアル・マイノリティともいわれ、心身と心の性が一致しない、性愛の対象が必ずしも異性に向かわない等の性自認、性的指向をもつ人々の総称です。「LGBT」と表現することもあります。これは、代表的な性自認、性的指向である次の言葉の頭文字をとった性的マイノリティの総称の一つです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ L (レズビアン)：女性の同性愛者 ・ G (ゲイ)：男性の同性愛者 ・ B (バイセクシュアル)：両性愛者

	<p>・T（トランスジェンダー）： 「身体の性」は男性でも、「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致しないため、「身体の性」に違和感を持つ人。「心の性」にそって生きたいと望む人も多く見られます。</p>
<p>性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）</p>	<p>人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であること。</p>
<p>性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）</p>	<p>全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利</p>
<p>セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）</p>	<p>継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものであると定義されています。</p>
<p>積極的改善措置（ポジティブ・アクション）</p>	<p>様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。</p>
<p>た 行 DV</p>	<p>「配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力」のことで、「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」ともいわれ、しばしば「DV」と略されて使われています。DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含まれます。</p>

<p>は 行 パワー・ハラスメント (パワハラ)</p>	<p>同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為をいいます。この行為は上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、更には部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。</p>
<p>ポジティブ・アクション</p>	<p>さ行 「積極的改善措置」で解説</p>
<p>ら 行 リプロダクティブ・ヘルス</p>	<p>さ行 「性と生殖に関する健康」で解説</p>
<p>リプロダクティブ・ライツ</p>	<p>さ行 「性と生殖に関する権利」で解説</p>
<p>わ 行 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)</p>	<p>一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責務を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。</p>

高梁市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	役 職 名	
会 長	黒宮 亜希子	吉備国際大学	准教授
副会長	藤村 侑久子	たかはしW i t hフォーラム	副委員長
委 員 (順不同)	石井 聡美	高梁市議会	議員
//	平松 正寛	高梁人権擁護委員協議会	副会長
//	宮本 佐代子	高梁市社会福祉協議会	総務課課長補佐
//	島 一郎	高梁商工会議所	副会頭
//	平山 寿男	備北商工会	会長
//	田村 順子	高梁市婦人協議会	会長
//	内藤 匡登詞	高梁市P T A連合会	副会長
//	植本 千枝子	有漢母親クラブ	会長
//	菅野 隆司	高梁公共職業安定所	統括職業指導官
//	大平 秀子	岡山県男女共同参画推進センター	所長
//	新田 涼平	公募委員	